

平成29年第3回砂川市議会定例会

平成29年9月12日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 議案第 5号 砂川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

日程第 2 一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 5号 砂川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

日程第 2 一般質問

武 田 圭 介 君

小 黒 弘 君

多比良 和 伸 君

武 田 真 君

○出席議員（13名）

議 長 飯 澤 明 彦 君

副議長 水 島 美喜子 君

議員 増井浩一君
増山裕司君
佐々木政幸君
武田圭介君
北谷文夫君
小黒弘君

議員 多比良和伸君
中道博武君
武田真君
辻勲君
沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士勇治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 峯田和興

事務局長 川端幸人

事務局主幹 山崎敏彦

事務局長 渡部秀樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第5号 砂川市の休日を守る条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第1、議案第5号 砂川市の休日を守る条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算の7件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 武田圭介君（登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月11日に委員会を開催し、委員長に私武田圭介、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第5号から第7号、第1号から第4号までの一般会計、特別会計、事業会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第5号から第7号、第1号から第4号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号から第7号、第1号から第4号までを一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 飯澤明彦君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は5名であります。

順次発言を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、既に通告してありますように、大きく4点について一般質問を行います。

大きな1点目は、地方自治法改正に伴う監査機能の充実、強化についてであります。地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため地方自治法の一部が改正されました。その中には監査機能の充実、強化も盛り込まれています。改正法の全部施行は平成32年4月1日ですが、監査機能の充実、強化については一部が平成30年4月1日から施行されます。そこで、以下の点について伺います。

（1）法改正に伴い、制度的にも監査機能の充実、強化が行われますが、砂川市監査委員として今後の監査に対する考えについて。

（2）監査を行う際の監査基準については、その策定と公表が義務づけられました。その内容や進捗状況及び公表に向けてのスケジュールについて。

（3）地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るという法改正の目的からして、従前以上に行政監査の必要性が高まっていますが、これを機に行政監査を積極的に活用する考えについて。

（4）このたびの法改正では監査委員のもとに監査専門委員の創設も盛り込まれましたが、この監査専門委員の採用についての考えについて。

次に、大きな2点目は、大学等の機関との地域振興等につながる包括連携の推進についてであります。地域がこれ以上衰退しないためにも外部機関等との連携は重要です。砂川市は市内に大学等の学術、研究機関がありません。さまざまな分野に関する地域の課題解

決、振興、活性化を図るために豊富な知的資源を有する大学等の機関と協力して連携していくことは、協働を基調としたまちづくりを構築するためにも学術、知的な面から力強い支援になるものと考えます。そこで、市から積極的に大学等の機関に対して包括的、継続的な連携ができるように働きかけていくべきと考えますが、市としてどのように考えるか。

次に、大きな3点目は、北朝鮮のミサイル発射時の対応等についてであります。8月29日の早朝、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが北海道上空を通過しました。直接砂川市が目標とされていなくても、上空をミサイルという兵器が通過するリスクについては万が一に備えての対策を考えておかなければなりません。全国瞬時警報システムJアラートについても各地でトラブルが相次いだという報告もありました。危機管理の一環として、大事な市民の生命を守るための対策は万全にしておかなければなりません。そこで、以下について伺います。

(1) 今回の事態における市の対応と今後に向けての検証等について。

(2) 市民の安全確保を第一として、砂川市国民保護計画の見直し、関係機関との連携、情報周知のあり方、住民が参加する避難訓練の実施等についてどのように考えているか。

最後に、大きな4点目は、砂川市立病院改革プランに基づく病院経営についてであります。本年3月に平成29年度から平成32年度までの期間を対象とした砂川市立病院改革プランを策定し、今後も安定した病院経営を続けていくための方向性が示されました。改革プランの中でも触れられていますが、域内の人口減少等の要因により、今後入院、外来ともに患者数の減少が想定されています。患者1人当たりの単価を上げていくことで当面は収益の確保を図っていくことは可能と考えますが、診療報酬の改定状況によって流動的であること、ここ3カ年の医業収益と医業費用の収支状況を見ると、医業収益がほぼ横ばいである一方、医業費用は増加傾向にあり、収益性が低下しつつある傾向が見られるといった不安材料もあります。改革プランにおいては、病院経営の安定のために目標達成に向けた具体的な取り組みを、①、財務の視点、②、顧客の視点、③、業務プロセスの視点、④、学習と成長の視点から検討して取り組んでいます。この中には従前から実施してきたことを引き続き行うもの、新しく力を入れていくものがあります。具体的な取り組みについて現在までの進捗状況や今後の進め方について伺います。

以上のことを伺いまして、1回目の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 監査委員。

○監査委員 栗井久司君 (登壇) それでは、大きな1番の地方自治法改正に伴う監査機能の充実、強化についてご答弁申し上げます。

(1) の法改正による今後の監査に対する考え方についてでございますが、最初に地方制度調査会設置法により第31次地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、地方行政体制、議会制度及び監査制度等のあり方について専門委員会を通じて審議が進められ、内閣総理大臣に答申されたところです。このたびの地方自治法改正において、地方公共団

体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、都道府県、指定都市には内部統制に関する方針の作成が義務づけられ、その他の市町村については努力義務とされたところです。さらに、監査制度を充実、強化することもうたわれ、監査委員による監査基準の策定、また勤告制度や監査専門委員の創設なども含まれております。

これまで当市における監査等は、全国の都市及び一部事務組合が会員となっております全国都市監査委員会が制定した都市監査基準準則に基づき監査、検査及び審査等を実施してまいりました。このほどの法改正により、各地方公共団体の監査基準は監査委員がつくることと新たに定義されましたので、砂川市においても監査委員が策定する監査基準に従い監査等を実施し、適正な事務処理等の確保など、限られた監査体制の中で監査機能を十分に発揮できるよう実現させてまいります。

次に、(2) 監査基準の策定のスケジュール等についてでございますが、最初に改正法に基づき国、総務大臣は、普通地方公共団体に対し監査基準の策定についての指針が示されます。これに基づき全国都市監査委員会が統一的な監査基準のガイドラインの策定を行い、地方公共団体共通の監査基準が示されますので、砂川市監査委員はこれを参考に監査基準の策定を進め、策定後は直ちに市議会、市長及び教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会に通知するとともに、この監査基準を公表することといたします。これら一連のスケジュールにより、平成32年4月1日より新たな監査基準による監査等が実施されることとなります。

次に、(3) 行政監査の積極的な活用についてでございますが、これまでの監査委員による監査等の種類及び内容については、地方自治法による義務的な監査等として定期的な財務監査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査及び健全化判断比率審査であります。ご質問いただきました行政監査は、現行法的には随時、任意による監査とされておりますが、毎年定期的にも実施しております財務監査時にあわせて適正な事務処理による事務事業の実施内容等を精査し、最小の経費で最大の効果が上げられているかどうか、また今後の課題や問題点に係る取り組み状況や改善対策なども含めて、昨年の実績では定期監査時に25課・事業所の全担当者からそれぞれ聞き取り調査を行っております。

行政監査の単独実施は積極的に検討していかなければならない課題であります。限られた事務局職員数と監査委員による効率的な監査体制を運営、維持するためにも、現行の定期監査時の体制の中で取り組んでまいりたいと考えております。法改正後は地方公共団体における人口減少社会において合意形成が困難な課題等についてこれを解決することが求められており、市長、議会、住民及び監査委員等がそれぞれ役割分担の方向性を共有しながら事務の適正性を確保することが重要であると認識しているところであります。

次に、(4) 監査専門委員の採用についてご答弁申し上げます。今回の改正により、監査制度の独立性、専門性を高める外部の視点から体制強化を図るため、監査委員が特定の事件につき常設または臨時の監査専門委員を置くことができると定められたところです。

監査専門委員は代表監査委員が議会選出監査委員の意見を聞いて専任するとされ、監査委員の委託を受けて特定の事件に関する事項の調査を行う非常勤の専門委員であります。監査専門委員の採用に当たっては、住民監査請求などのうち専門性の高い特定な事件の請求があった場合などに必要になると考えられます。

監査専門委員を置く場合には、市監査委員条例及び特別職の職員で非常勤の者の給与及び費用弁償に関する条例の改正と、報酬を支給するための予算措置も必要となりますので、市長に対し監査体制の充実強化の要望として、監査専門委員の採用の必要性など十分な協議が必要になると考えております。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私のほうから大きい2と3についてご答弁申し上げます。

まず、大きな2、大学等の機関との地域振興等につながる包括連携協定の推進についてご答弁申し上げます。大学と地域との連携協定につきましては、平成15年に出された文部科学省の科学技術学術審議会の答申、さらにその後平成19年の学校教育法の改正により教育研究成果を積極的に社会に貢献、還元していくことが求められるようになったこと、加えて平成24年度から開始された大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに地域の課題解決または地域づくりに取り組む、総務省が提唱したいわゆる域学連携、地域づくり活動などの動きを契機として大学等との連携が進んでいるものと承知しているところでございます。

その内容については、共同研究の推進、まちづくり、産業、観光振興等の地域経済発展、人材育成、保健福祉医療の向上、キャンパスの開放など多岐に及んでいますが、その多くは、枠組みを決定してその後の連携方針を確認する形で協定の締結を行っている例が多いものでございます。大学と自治体との協定では、大学側から立地している地元の自治体と協定を結ぶ例が多いことから、大学などとの地縁があること、また人的な交流が継続的にあったことなどが連携協力に取り組む契機として大きな要素を占めている現状でございます。

人口減少、少子高齢化を初め市町村を取り巻く行政課題は多様化しており、その課題を解決するための手段の一つとして、知的、人的資源を有する大学等との連携、協力を推進していくことは大変有効であると考えております。砂川市の行政課題の中で高度な知見が必要なものは何か、その課題を解決するために有効な知的、人的資源を有する大学等の学術研究機関はどこなのかを見きわめつつ、そうした機関との人的交流を構築するなど連携に向けた研究を行ってまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

次に、大きな3、北朝鮮のミサイル発射時の対応についてご答弁申し上げます。初めに、(1)の今回の事態における市の対応と今後に向けての検証等についてであります、平

成29年8月29日午前5時58分ごろ、北朝鮮より弾道ミサイルが発射され、6時2分に全国瞬時警報システム、Jアラートですが、により12道県の自治体へミサイル発射が通知され、同時にエリアメール、緊急速報メールによりその地域の国民へ警報が通知されました。その後、6時6分襟裳岬上空を通過し、6時12分ごろ襟裳岬の東約1,180キロの太平洋上に落下し、6時14分に全国瞬時警報システムJアラートによりましてミサイル通過の通知、同時にエリアメール等により通知されたところでございます。

基本的にリスクに対する対策の考え方として、今回の弾道ミサイルの発射に関しては、北海道内に着弾した場合と北海道の上空を通過した場合では国、道、市の対策のとり方が全く違ってまいります。今回は後者の場合の対応となりました。弾道ミサイル発射から渡島半島上空を通過し、襟裳岬上空まで8分、発射から約14分後に着弾という経過の中での対応といたしましては、担当職員がエリアメール受信後6時15分に登庁し、砂川警察署、消防との連絡をとり合い、被害状況等の情報収集、その後6時30分に北海道へJアラートの受信状況と被害状況の報告をしたところでございます。基本的には、ミサイルがどこに落ちたのか、どのようなミサイルなのか、砂川市に脅威があるのかなどのミサイルに関するNHKテレビなどによる情報収集を主に対応したところでございます。

今後に向けての検証でございますが、携帯電話をお持ちの方にはエリアメール等で警報が瞬時に伝達されましたが、お持ちでない方への対策についての情報伝達手段の拡充について、あらゆる機器のメリット、デメリット、費用的な面を含めて検討しているところでございます。なお、情報伝達手段の拡充として今すぐに行える方法として、Jアラートでミサイル発射情報が通知された際には、消防署にあるサイレンを使って火災時とは異なる吹鳴方法で伝達する方法を検討中であり、10月には吹鳴方法を広報やホームページで周知する予定となっております。また、今回のエリアメール等で頑丈な建物や地下に避難してくださいといった通知に対し、屋内にいるにもかかわらず屋外に出て避難していた国民もいたことが報道されております。屋内と屋外では避難行動にどのような違いがあるのかなど、弾道ミサイル発射時の行動が4月より国、道、市であらゆる媒体を使用して広報していましたが、市民に十分に伝わっていなかったのではないかと認識しているところであります。

次に、(2)市民の安全確保を第一として、砂川市国民保護計画の見直し、関係機関との連携、情報周知のあり方、住民が参加する避難訓練の実施等についてであります。1点目の国民保護計画の見直しについては、平成19年3月に策定し、策定後10年が経過しており、国や道の計画修正を踏まえ、見直しに向け洗い出し作業を行っており、修正する方向で検討しているところでございます。

2点目の関係機関との連携ですが、引き続き国、道等の関係機関との連携を行ってまいります。陸上自衛隊滝川駐屯地との連携につきましては、ブロック攻撃事態等の種類によって連携方法が変わってきますので、有事の際の連携方法について再度確認したいと考え

ております。

3点目の情報周知のあり方ですが、前段にもありますが、消防署にあるサイレンを使って情報伝達手段の拡充に努めていきたいと考えております。

4点目の住民が参加する訓練につきましては、9月1日に滝川市と岩見沢市で内閣府、北海道、市が共同で弾道ミサイルの飛来を想定した訓練を実施されました。この訓練につきましては専門家でも評価が分かれているところであり、被害を軽減する行動を起こす心構えなり、やらないよりはやったほうが良いといった肯定的な意見や、着弾地の距離で必要な行動は異なり、想定があいまいな訓練では意味がない、不安をあおるだけといった否定的な意見もあったようでございます。前段とも重複いたしますが、屋内と屋外では避難行動にどのような違いがあるのかなど、弾道ミサイル発射時の行動が市民に十分に伝わっていなかったのではないかと認識しているところであります。

現在弾道ミサイルの飛来を想定した訓練の実施は考えておりませんが、ことしにつきましては10月1日に豊沼小学校で開催予定の地域防災訓練時には、国民保護関連のブースを設けて、弾道ミサイル発射時の行動についてパンフレット等を使い広く市民へ周知していきたいと考えておりますし、次年度以降も地域防災訓練時に広く周知できるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 大きな4の砂川市立病院改革プランに基づく病院経営についてご答弁申し上げます。

初めに、砂川市立病院改革プランを用いた病院運営につきましては、本年4月から開始したところであります。この改革プランでは、地域に求められる役割の実現、プランの推進に当たっての経営管理手法として、バランスト・スコアカードを活用し目標の共有及び取り組みの進捗管理を行うこととしております。このバランスト・スコアカードでは戦略マップ及び戦略目標を掲げ、これらを実現する4つの視点と視点ごとに目標、指標、具体的な取り組みについて設定しております。

1つ目の視点は財務の視点であり、主に病院の経営指標や急性期病院としてのあり方を、2つ目の視点は顧客の視点であり、患者さんや関連施設との連携を、3つ目の視点は業務プロセスの視点であり、人材確保や業務の質改善を、4つ目の視点は学習と成長の視点であり、職員の満足度の向上や人材育成をそれぞれ示しております。また、各視点に成功要因、評価指標、平成28年度実績見込み値、平成32年度目標値を設定しております。

病院が掲げる目標を達成するために当院は、職員の満足度向上にウエートを置く中で、職員の満足度が向上すれば職員の定着が図られ、業務効率が向上し、診療の質も向上する。診療の質が向上すれば患者さん及び連携施設の満足度が向上し、最終的には病院の経営状況が向上するというように、4つの視点を関連づけ、バランスを保つことによって偏った経営判断を防ぎ、多面的な指標で業績を評価、管理することが重要と考えております。

現在までの具体的な取り組み状況について申し上げますと、財務の視点では、戦略目標を地域中核病院として急性期医療の提供とした中で、急性期医療の継続的な提供を目指し重症患者の受け入れに努めるとともに、適正な利益確保や費用の見直しを行っているところであります。

次に、顧客の視点では、戦略目標を中空知医療圏内の医療、介護関連事業との機能分担と密なコミュニケーションとした中で、昨年7月に稼働したそら・ねっとの活用を初め、各関連医療機関や介護事業所等との合同カンファレンスや研修会を通じた他職種、他施設間の連携した取り組みを行っているところであります。

次に、業務プロセスの視点では、戦略目標を人材確保と診療プロセスの標準化、質指標設定と可視化とした中で、病院事業管理者、院長による道内3医育大学への医師の招聘活動を継続し、成果を上げているところであります。また、平成26年度から開始した医療の質及び収益向上を目的としたZプロジェクトでは、取り組みが軌道に乗り、職員にも深く浸透してきたところであります。

次に、学習と成長の視点では、戦略目標を期待人材像の明示と全職員の経営参画、全職員のモチベーション、ロイヤリティ向上、次世代の育成とした中で、病院事業管理者、院長による部門長との面談や若手職員との座談会を開催するなど、風通しのよい組織風土になるよう努めており、また職員のスキルアップ支援を通じた人材育成にも取り組んでおります。

現在行っている取り組みについては、第1四半期を終えたことから部署ごとに振り返りを行い、適宜見直しを図ったところであります。今後におきましても四半期ごとの振り返りを行いながら、半期及び年度終了時には院内全体で振り返りを計画しているところであります。

また、外部有識者を含めた砂川市立病院経営改善評価委員会においても、実績と評価の乖離について評価をいただき、必要に応じて見直しを図ることとしております。この改革プランにおきましては、来年4月に実施される診療報酬、介護報酬の同時改定や地域包括ケアシステム等の動向を注視し、医療情勢の変化に迅速かつ的確に対応できるよう、新公立病院改革ガイドラインに沿った中で反映させていきたいと考えております。

また、戦略マップの土台である学習と成長の視点にある職員意識改革やモチベーション等の向上には病院として総力を挙げて進めておりますが、すぐに結果があらわれるものばかりではなく、継続したさまざまな取り組みを通して働きやすい職場環境や組織風土を醸成していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、順次再質問に入ってまいります。

まず、最初の大きな1点目、監査機能の充実、強化でありますけれども、7年前にも私は一般質問を監査委員にしたことがあるのですが、当時から大きな制度改正があったときで

あった。今回の制度改正も、全国的に見ると自治体内部のガバナンスの問題がいろいろと散見される中で、既存の監査委員あるいは我々議員もそうですけれども、しっかりと行政をチェックしていくための機関が十分な権能も持っている中で限界のあるところもあったという中で、法改正に伴って、より一層ガバナンスのシステムを強化して監査機能を充実していこうという取り組みでありますから、法で定められたところは法に基づいて従っていかなければなりません。

今すぐに砂川市が単独でほかの自治体と違うことをするというような裁量幅はないとも思いますし、それから全国都市監査委員会の出している準則的なものに従ってやっていくというのが、砂川市みたいな一般市の場合にはそれが一番望ましい形なのかなと。政令市とか中核市になると権限が移譲されて大分違うこともできるのでしょうけれども、少ないマンパワーの中でしっかりとした監査を果たしていくためには、少なくとも最低限の基準、ガイドラインといったようなものが国から間もなく示されるようですから、しっかりと情報を入手して、全部が全部砂川市に取り入れるべきものではないかもしれませんが、その辺はきちんと無駄なところはそぎ落として、しっかりとした制度として構築をしていただきたいと思います。

それから、策定と公表の義務づけの件に関しても、これから国から示されるもの、それから全国都市監査委員会ですか、そちらのほうから示される準則的なものが今内部で調整をしているというような話は、私も別のところから聞いておりますので、随時砂川市のほうにおりてくると思いますので、ぜひともおりてきた段階で、少ない人数で、通常の定期監査もあって大変でしょうけれども、迅速に策定をしたものは我々議会あるいは市民の皆さんに周知をしていっていただきたいと思います。

それから、(3)の行政監査のところですけども、たしか私の記憶に違いがなければ、平成3年の地方自治法改正で行政監査制度が制度化された。当時、制度がつくられたときに、監査は通常の財務監査だけではなく事業評価的な監査を行って、税金が無駄に使われていないかどうか、事業がしっかり行われているかどうかというようなことを明らかにして、改善を迫るところは改善を迫ってもらうという趣旨でできたのですけれども、ご承知のように、砂川市の今の監査事務局の体制は、専属の職員が局長と主幹の2名であるというようなことを考えれば、曲がりなりにも市ですから、市立病院もありますし、非常に監査の範囲が広範囲になっている。さらには、消防等の一部事務組合の監査も兼務で行っているわけでありまして、マンパワーで人をふやすというようなことはどこもなかなか難しいということを考えれば、少ない人数で行政監査的なものを専属にやるというのは、目標としてやりたいという思いは伝わりましたが、なかなか難しい現実があるというのも理解いたしました。

そうであるならば、これも7年前に私触れたことがあるのですけれども、地域間の連携ということを考えれば、砂川市単独でやるのではなくて、地方自治法上監査事務局みたい

なものの共同設置ということができるようになっていきます。これは、今ここで聞いても監査委員さんの一存でそれがそうだと答弁として出せないと思いますので、この辺は市長部局であるところとしっかり協議をする、あるいは広域の監査委員同士が集まる会議があると思いますけれども、そういったようなところでぜひとも話し合いをしていただきたいと思います。監査事務局の体制が強化されれば、もっとも行政監査というようなものができるのだらうと思いますし、行政監査も今全くやっていないわけではなくて、財務監査の中で行政監査的なものが入っておりますけれども、より専門的になるものであれば、行政監査をしっかりやっていくというような目標を掲げてやっていただきたいと思います。二律背反して、少ないマンパワーで行政監査まで手が回らないというようなこともあろうかと思うのですけれども、その辺も今後意識してしっかりやっていただきたいと思います。

それから、4点目の監査専門委員制度の創設ですけれども、これは新しく制度ができ上がるので、今後具体的にこういった監査専門委員を入れていくようなところがあらわれてくるまでは、先ほど答弁にもありましたけれども、常設というのはさすがに砂川市では難しいのかなと思っておりますので、その辺は先進的な事例をしっかりと情報収集して、監査の充実、強化というものをやっていただきたいと思います。

大きな1点目はこの程度でいいのですけれども、次に大きな2点目、大学等の機関との地域振興につながる包括連携の推進ですけれども、先ほど答弁にありましたように、今は大学も社会貢献ということで、いろいろな地域貢献をいっぱい行っております。その中には、若い学生の方々に地域に入ってもらって、特に砂川市は高齢化率が非常に高いわけにありますから、そういう若い方とお年寄りとが接することによって何か新しいイノベーションというか、ふだん気づかないようなこと、特に外から入ってくる人間にとっては、砂川市内の我々が日常だと思っていることが日常ではないというような発見もあるかもしれませんので、そこからもしかすると新産業が生まれてくるかもしれないですし、あるいは新しいコミュニティのあり方というものが模索されるかもしれないと。

自治体は受け身ではいけないと思うのです。これからの時代。今まで砂川市はどちらかというと、そういったようなものの連携の投げかけがあったときには割と積極的に乗っていくのですけれども、自分たちがみずから外に出て行ってそういう人的な関係を築こうと。これは何も公式な会議に出ていくというだけではなくて、例えば大学等ではいろんなイベント等を行っております。つい8月19日でしたか、北海道大学のほうで北大マルシェというようなものをやっておりました。そういったような取り組みをやって、いろんな自治体やいろんな生産農家さんが集まって、大学と連携をして物販をしたり、新しい観光の力が発揮できないかどうかといったようなものを研究していると。知っている砂川市の職員の方と一緒に現場の様子を見てきましたけれども、学生さんは生き生きとして、さらに地元の生産農家さんとの結びつきを強めていろんな活動に取り組んでいると。

当然そうなってくると、学生さんたちは長期休暇を利用してその自治体に行くわけです。過去のにはその自治体に移住定住をした方もいますし、そこで結婚をされて定住をされた方もいる。皮算用的かもしれませんが、そういったつながりを生むためには、公式的な行事でなくても市の職員が積極的に出ていくといったような形も必要になってくるのかなと思いますし、先ほど答弁でいろいろと平成15年、19年の取り組みとか総務省の平成24年の域学連携の話も出てきましたけれども、域学連携なんかはまさに総務省が推進していることであって、交付税をそれで上乘せるといったようなメリット等もあると聞いておりますので、公務として行くとどうしてもかた苦しくなるのですけれども、職員の皆さんの自助を求めて、年代の近い職員の方々が大学等に行って、関係するパイプを築いてもらうというようなことというのは、本当はあればいいのでしょうかけれども、地域的な特性とかがあって、札幌とかに出ていくのは難しいといったようなことを考えたときには、そこは市として何らかの形でバックアップしてあげないと、まずは、先ほど答弁にあったように、地縁とか人的なつながりを築いていくことから始まっていくと思うのですけれども、いきなり連携の話で公の市と大学が話をする前に、まず人的関係、地縁のつながりをどう築いていくかというのは非常に重要だと思うのですけれども、その辺というのは市としてはどのようなお考えになりますか。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 いかにも大学とつながりを持っていくかという部分、今までもそれぞれの部署では、簡単に言うと、審議会関係で大学の先生をお招きして話し合ったという経過はあります。ただ、実際問題として、今議員さん言われるように、具体的に包括的な部分があったかということ、実際なかったということでございます。今ほど指摘あったように、個人ベースでそういう人的つながりが出てくれば、何らかの砂川市にとってプラスになるような事業展開ができるのであれば、積極的にこれから行っていきたいという思いを持っております。

ただ、具体的なやる手法を職員みんなが持っているかということ、なかなか持っていないというのが実情でありますので、それぞれそういう関係部署がありましたら相談を受けながら、どういう方法がいいのか、まさに研究したいと思っておりますので、どういう方法で大学とつながりを持っていくのが一番手法としていいのか、これからも勉強していきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 これはここでの例え話の1つですから、これを絶対だと受け取らないでほしいのですけれども、今庁舎建設の審議会をやっていて、その会長さんをやられている方は北海道大学の准教授であると。過去のにはこの方は、地域交流センターゆうをつくる时候にも砂川市の取り組みにかかわっていただいて、1回か2回でしたか、自分のゼミ生を20人ぐらい連れてきて砂川のまちづくりのデザインをして、そして一般の市民の方

や市の職員の方の前で披露したということがありました。そういったようなことは一過性のもので終わるのではなくて、毎年と言ったら期待を持ち過ぎですけども、そういったところからもつながりを持って、常に砂川市に学生さんや大学の先生方が入っていただけるような関係というのは、そういったところからの取っかかりでも人的つながりはできていくのかなと思いますし、砂川には幸いにして、道立の施設ですけども、ネイパル砂川という施設があって、あそこは社会教育施設ですから、大学生の皆さんはかなり安く泊まれます。そうすると、そこに泊まりながら、砂川に合宿がてらいろいろと農村の実態を見てもらう。地域の実態を見てもらう。夜は、若手の職員だけではなくてもいいです。行政職員や我々議員、あるいはまちの人とも交流をしてもらうといったようなことを連携の中でやっていくと、もしかすると将来砂川市で働きたい、砂川市の職員になりたい、あるいは砂川市の議員になりたいというような方が出てくるかもしれません。

ただ、それを受け身ですずっと向こうから来るのを待っているだけでは来ませんし、よく経済部とかでも砂川には魅力があると言って発信をしていますけれども、そもそも今札幌市内にある大きな大学とか、私の調査ですけども、見てみると、道外出身者が多い。道外出身者になると、残念ながら砂川のことを知っている方もいないですし、札幌生まれ札幌育ちになると、札幌に全てのものが集約していますから、なかなか地方にまで目を向けてくれる方がいないのですが、大学や、大学を今1つの例に出していますけれども、高専とか高校でもいいです。そういったようなものとの連携を生むことによって、砂川に関心を持つ若い人たちが一人でも多くふえればいいなと思っていますし、それに伴って地元の人たちもきっと、いろいろ交流を持つことによって、今までの自分たちにない何かを得ることができると思うのです。

ですので、せっかくそういったいろんな審議会やいろんな市の公の会議とかで、学識経験者といったような形で札幌等の大学や研究機関から先生をお呼びするときには、それだけでとどまるのではなく、それとは別の目的ではあるのですけれども、そういったところに末広がり広げていくというような働きかけもしていかないといけないのかなというふうに思うのですが、その辺どのようにお考えになるかということと、もう一つまとめて聞きますけれども、この近くでは栗山町がいろんな大学との連携協定を一生懸命やっていて、1カ月ぐらい前の北海道新聞でしたか、特集が書かれていましたけれども、ゼミ生を連れてきて、80人ほど長期滞在で入っていただいたと。農作業と一緒に体験しながら、農村の活性化等を生産農家の皆さんと議論しながらいろいろと活動をして、お互いがお互いの持っている知識と交流をフィードバックしていると。この関係が何十年にもわたって続いているわけですから、そういった関係をすぐつくるというのは難しいのですけれども、今まで言ったような、何かの取っかかりで人的な関係を持つといったような取り組みをしていかないと、受け身では難しいと思いますので、細かい話になりましたけれども、そういったきっかけをうまく使うといったようなこともしていかないと、当初の本来の目的で

はありませんけれども、必要なかなと思うのですが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 大学との連携に関する具体的なヒントをいただいたのかなと、思っているところでございます。今まで砂川市、先ほどもお話ししましたが、ものを建設する際の大学の先生等々の審議会委員に就任とかというのはあったわけですが、確かにその後の動きとしては、交流センター後の中心街の、学生さんを使ってといいますか、学生さんに来てもらってという事業を実施していたのは存じ上げているのですけれども、具体的に市がどうかかわったかという、なかなか積極的なかわりはなかったなと思っております。その部分については、ノウハウを市では持っていなかったなという反省はしなければならぬだろうと思っているところでございます。

あと、栗山の例を捉えて、農学部が生徒さんがというようなことだと思います。一度そういう機会があれば、同じ方ではなく、学生さんですから、入れかわりながらかかわってくるというのは非常に有効な手だてだと思います。農学部が生徒さんを呼ぶに当たっては、きつと、現場の栗山町さんは農業担当の部門との積極的なかわりがあったと思います。砂川市にあってもそれぞれの部門でそういうつながりがある場合の情報があれば、そういう情報を次のステップにつなげられるように、当然予算措置の部分もこれから研究しなければなりませんけれども、方法論を考えながら積極的な対応をしていきたいなと思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 具体的な事業をやる話というのはもっと先の話になってくると思うのですけれども、まずは初動として人的な関係を築いていく。次に、いろいろと自治体を見ると、いろんな大学と包括的な協定を結んでいる。個別協定ではなくて。例えば健康、福祉に関する、防災に関する、教育、文化に関する、環境保全に関する、まちづくりに関する、いっぱいあるのですけれども、個別具体的な事業をやる時には今答弁にあったように予算措置等が必要になると思うのですが、大学も具体的にその自治体で何がニーズとして求められているのかというのは十分把握し切れていないところがある。

うちも連携協定を結ぶということに仮になれば、うちのまちの特色というのは、お菓子のまちであるとか、自然環境、公園が多くて豊かであるとか、そういったようなこともありますけれども、もう一つ、医療のまちであるということも考えれば、この近隣では岩見沢市ですか、北海道大学の保健科学院と健康関係の協定を結んで、学生が岩見沢市に入って、栗沢地区ですか、高齢者の健康状態等を調査しているといったようなこともやっていますので、うちのまちに合ったような形の大学との話し合いはしていただきたいと思っておりますけれども、ずっと今事務的な話をしてきましたけれども、将来的に協定を結ぶ

となったら政治的な判断が必要になってくるのかなと。

今具体的に何かをしろという話ではありませんけれども、ただ市長、どうしても高齢化率が上がっていて、なかなか砂川で生まれ育った方が砂川の地元に残っていただけない。それは仕事がないからだというのがありますけれども、既存の発想で同じ枠組みの中にいる者同士だけで考えていると、イノベーションはなかなか起こりづらいと思うのです。よそから人を連れてくるためには、そういった研究機関の知見というものが非常に必要になってくる。今までうちのまちは、来たらウエルカムで受け入れますよというような話はありませんけれども、市の職員だけではなくて民間の人に対してもそういう働きかけを市のほうからしてもいいと思いますけれども、そういった取り組みというのも市は側面、背面支援というのはできないのかなと思うのです。

それが結果的に協定等に結びついて大学とのパイプになれば、定期的に大学から先生や学生とかが市内に入って、いろんな形で、それがどういった活性化につながるかはやってみないとわかりませんが、つながっていくと思うのですけれども、もうちょっと砂川市は積極的、能動的に、大きく言うと人づくり、地域づくりです、大学との協定というのは、協定を結ぶのが目的ではありません。そういったようなことを市が積極的にやっていくというのは、市長はもうちょっとそういった研究機関とのパイプづくりに力を入れていっていただきたいと思うのですけれども、具体的な事業のことではなくて、思いというようなものをぜひ市長に聞いてみたいと思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 大学との連携につきましては、今総務部長が答弁したことでほとんど内容については触れていると思うのですけれども、市長としての考えをとということでございます。

近年地方創生の中で、産学官金労、その連携が必要だと、このように言われています。砂川市がとった手法は、定住、少子化、さらには企業育成等、いろんな政策については行政主導というか、内部完結型で、それはそれで一定の成果は上げてきているというふうに思っているところでございます。

現実的には、今後想定されるであろう事業等を勘案すると、内部だけで本当に効果があるのだろうか。今まで砂川市がやってきた事業の検証、発展、または交流を広げる。もっと幅を広げる。そういう観点からいくと、大学のどちらかというと専門の方の若い学生の意見を聞くこと、それは砂川を知らない人たち、私自身はかえって北海道出身者でないほうが冷静に見れるのではないかと、そんなふうにも思っています、それとの連携等については、総務部長も積極的にやっていきたいような答弁をさせていただきますし、私自身もそれは一回やる必要があるのではないかと考えておりますので、何でもかんでもということではなくて、ある程度事業限定の中でいかないと焦点がぼけてしまって、ただやっているということには余りしたくないというのがございますので、事業限定の中でそういう専門の

学生さんまたは先生との連携を図ってまいりたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 次に、大きな3点目のミサイル発射時の対応等についてに入りますけれども、先ほど時系列で経過のお話がありました。国民保護計画、私が議員になった1期目のときですけれども、平成19年3月に砂川市国民保護計画が作られて配付されたのですが、実際10年前とは非常に状況が変わってきていると。当時は、法に基づいて計画はつくったのですけれども、正直、私も含めて本当にそのような事態が起こるのかなというような懐疑的な面はありました。しかし、砂川市がピンポイントで狙われることはなくても、ものですから、万が一壊れて途中で落下するということもあり得ますし、かといって民族も文化も違う、考え方の価値観も違う国家があるということで、無差別に撃ってきた場合にどうなるのだというような話も現実にはこれからは想定していかないといけない。

砂川市の場合は、市内に病院もありますし、発電所もあります。狙われることはないのではないかといてもそれはわかりません。そういう有事の際には、過去のには、過去の大東亜戦争のときに、昭和20年5月26日から北海道は空襲が始まりますけれども、砂川にもアメリカ軍機の偵察機が来ました。それは砂川に東洋高压があったというようなことが一番大きいのですけれども、近隣では深川と妹背牛が空爆を受けました。ですから、砂川市は絶対これから未来永劫ミサイルは飛んでこない、あるいは攻撃を受けないといったようなことはあり得ないわけです。

いたずらに市民の皆さんの不安をおおる必要はないのですけれども、万が一に備えてのマニュアル的なものはしっかりつくっておかないといけないわけでありまして、国民保護計画もこの10年間、残念ながら棚の隅に消えていたと。これは決して非難をしているわけではなくて、私も見る機会がなかったの、今後はしっかり見るようにしますけれども、市の管理職の方に聞いても、計画はあるのだけれども、しまい忘れていて、実際には見るどころになかったといったような実情が、あのミサイルが発射した後、私もいろんなところを回って聞いてみるとそういう例がありましたので、これからの時代はすぐに計画を出せるようにしておく、それから計画は実効性のあるものにしていくといったようなことはやっていかないといけないだろうと思っております。

9月8日付で市のホームページにも弾道ミサイルについてということで市民の皆さんへの周知がなされていますけれども、どうもミサイルが飛んでくる前の対応でJアラート云々という話に終始しているのですが、正直申し上げて、ミサイルが仮に砂川以外、近隣の地域ですけれども、狙われて発射された際には防ぎようがないと。ですので、着弾後の対応を考えるしかないのかなと思っております。実際に発射する兆候があれば事前準備もできますけれども、Jアラートが鳴ってから市職員が参集して市民周知をしては、とてもではないけれども、サイレンを鳴らしたからといって逃げられるわけでもありませんし、逆に、先ほど答弁にもあったように、逃げて被害が拡大しても困ります。

しかし、残念なことに着弾してしまったら、着弾後には迅速な救出あるいは救助ができるような体制というようなものも考えていかないといけないので、特に砂川市立病院は災害拠点病院であります。砂川に飛んでくるような事態があれば、大都市である札幌、それから自衛隊の司令部のある旭川は当然落ちてくるでしょう。そうすると、その間にある砂川市が一番大きな病院なのです。ここに傷病者がどんどん逃げてくることも考えないといけない。通常の災害と同じように自衛隊や警察を頼りにすることもできないわけでありまして、ここはやっぱり市の職員や市立病院の職員が万が一に備えていろんなことを考えていかないといけないわけでありまして、この計画を早急にいろんな情報収集をして見直しをかけていかないといけないのかなと思っているのですけれども、今後市のとり得る対応として、先ほど総論的には計画の見直しもあるといった話があったのですが、具体的にどのように進めていこうとされているのか。

それから、消防のサイレンが変わるということになれば、当然1回は鳴らして市民の皆さんにそれをしっかり教えないといけないわけでありまして、その周知のあり方も、ただ鳴らして、これが弾道ミサイルが飛んできたときのサイレンですよという言い方では困ると思うのです。ですので、場合によっては住民説明会等を開くような、いたずらに不安をあおるわけにはいかないのですけれども、そういったような丁寧な説明がないといけないと思いますので、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 国民保護計画の関係でご指摘がまずありました。議員さんおっしゃるとおり、10年を超えた計画なものですから、各部長も含めて実際のものを持っていないというのは議員さんおっしゃるとおりでございます。ただ、先ほども答弁させていただきましたが、その間、19年につくった後にJアラートの制度ができたりしております。その辺も当然書き加えながら、Jアラートの広報関係をどうするかという部分も修正的には必要になりますし、10年たったものですから、その間に直すべきもので積み残しになっている部分があると思いますので、事務的には結構な事務量もありますし、また協議会ですとか、それから道のほうの審査とか、もろもろの行為があると思います。最初立てたときも、道にものを出しますと、近隣市町との兼ね合いをもって結構時間がかかったという経過もございます。なので、いつまでできるということは明言できませんけれども、修正しなければならぬ部分がありますので、すぐ手をつけていきたいと思

っているところでございます。それから、各部課長、議員さんにもそれぞれ修正したものを渡せるような体制づくりをしながら進めたいなと思っているところでございます。

それから、サイレンの吹鳴の関係をご答弁させていただいた中でお話がありました。訓練が必要だろうというお話でございます。Jアラートもそうなのですが、訓練で1度そういう音を聞いて、訓練というのを理解していないと混乱するという部分もでございます。今回消防のほうにサイレンを吹鳴してもらおうということなのですが、火災と全然違うような長さをサイレンとして鳴らしていただくと考えております。具体的には6秒、間を置いて30秒というのを何度か続けるというような形でございまして、30秒が5回、その間6秒ずつ休止するということで、3分以上の時間がサイレンとしては鳴ります。それを訓練としてやってしまいますと混乱すると思いますので、そういうものが流れるということを紙面で紹介させていただきたいなと思っているところでございます。また、どんな音が鳴るのだろうか、実際に聞いてみたいなという部分もあろうと思いますので、ホームページ上でこういうサイレンが鳴りますよというご案内ができないかどうか、その辺は研究しているところでございます。

どちらにいたしましてもその辺のサイレン関係の部分については、先ほどお話ししたとおり、10月をめどに消防と連携しながら、あわせて管内といいますか、上砂川、奈井江、浦臼とも一緒に実際に鳴るような体制づくりをしたいなと思っておりますので、実際に鳴るような状況になれば、また同じようなミサイルが飛来するおそれがある段階、Jアラートが鳴った段階では、一定程度市民の皆さんにも耳に入るのでないかなという思いをしているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 実効性のある計画を、近隣も含めて、国、道とも連携して早期に立てていただきたいと思っておりますし、今ほどサイレンの関係、ホームページだけではなくて、お年寄りでもホームページを見られない方もいらっしゃると思うので、そういうのはテープか何か、今はCDでしょうけれども、そういったようなものに落として、老人クラブですとかそういったところで聞けるような体制も一緒に考えていっていただきたいと思っております。

この辺については非常に大事なことでありますので、実際の訓練等を行うというのはなかなか難しいのも理解しておりますけれども、一方で、今ある国民保護計画以外では、通常の災害に備えてのマニュアルといったようなものも、市の担当のほうでは昨年の大雨を踏まえて改定しているということもありますので、その辺との連携のあり方というのも考えていかなければいけないのかなと。特にこういうような弾道ミサイル等の場合には自衛隊は戦地のほうに行ってしまうので、通常の自衛隊や、あるいは警察が札幌とか大都市圏の警備のほうに行ってしまうと、この辺が手薄になってしまう。そうすると、公務員として残るのは市職員であり、市立病院職員であるということを考えれば、そういったこと

は起こってほしくないのですけれども、そういったことも常に想定した中での計画づくりといったようなものも考えていただきたいと思いますし、同時に市立病院のほうにも傷病者が多数搬送されてきたり、あるいは避難民として流れてくることも想定されますので、そういったようなことも踏まえて、市立病院も関係部局に当然入ると思いますので、そういったことも含めて総合的な対応をしていっていただきたいと思います。

それから最後に、市立病院の関係でありますけれども、先ほど来答弁をいただきました。私も総務文教委員時代に改革プランというのをいただいたのですけれども、非常に医療職、それから事務方の皆さんがご努力をされて、経営の安定化に尽力されていると思うのですが、一方で、職員の満足度を上げる、それは非常に重要なことでもあります。職員が定着をしていただけますし。ただ、残念ながら住民の皆さんというのはそういう頑張りをなかなか理解していただけないところもあるので、職員の皆さん方の頑張りや住民の皆さん方にお知らせするという周知のあり方も大きな財産としての市立病院を守っていくことにつながりますので、ぜひともそういったような交流を持てる場、この前病院祭をやりましたけれども、病院祭以外でもいろんな講演会等もあります。そういったようなものを随時企画して、どうしても住民の皆さんというか、患者さんになられる方というのは待ち時間が長いですとかいろんな不満に思うこともあるのでしょうかけれども、中のスタッフも一生懸命頑張っているといった、そういったようなことをやっていかないと、病院経営というのは医療職がただ診て終わり、患者さんが受診して終わりではなく、みんなで大事な市立病院を守っていこうという意識を持たないといけないと思うのです。

です。その辺というのは、改革プランは病院の内部的なものの話として書かれていますけれども、住民との協働のあり方というのも改革プランをつくっていく上では一緒に取り組んでいかないといけないのかなと思っております。ぜひともその点だけ、住民の皆さんと一緒に地域の大事な資源である市立病院を守っていこう、そして病院経営を守っていこうというようなことを、市立病院のほうとも積極的に連携してやっていきたいということも周知していただきたいと思いますし、いろんな連携の方法を模索していただきたいと思いますと思うのですけれども、その点を最後お伺いして、質問を終えたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 改革プラン、今年度からスタートといった中では、ご質問の中にもあった収益の部分、さらには費用がふえているのではないかとということもありましたが、実は今年度に入りまして非常に収益が伸びているというのがこれまでの実態でございます。総務文教のほうから離れられていらっしゃると思いますので、細かな資料がお手元に行っているかどうか私も存じ上げませんが、特に8月も、せんだって上がってきましたが、これまでにない収益を確保できたといったこと。これらは、26年度にかなり収益的に落ち込んで、増収対策プロジェクトであるZプロジェクト等も始め、27年度でキャッシュ

ベースでは何とか黒、そして28年度ベースにおきましてもさらなるキャッシュベースで黒字が確保できたといったことからすれば、これまでやってきたことがある程度患者さん、地域住民の方にご理解いただけているものと考えているところでございます。

日ごろ武田議員さんの場合、病院のほうにお越しいただいて、特にご意見箱などをよく注視していただいておりますが、近年、ことしに入りましてもご意見箱の中ではやはり、批判というか、病院の職員の態度が悪いという、そういったご指摘はあります。ですが、そこではかなり感謝、そしてお褒めをいただいている件数はふえていると、そういったことでございますので、それらについて実は地域連携のほう、後ろにいる審議監が担当しておりますが、そういったものも今度情報発信できないか、そういったことはかねてから私も彼に話しておりますので、今後そういったことも鋭意検討してまいりたいと、そのように考えております。ことしの収益、このまま夏枯れせず進むとどうなるか、それに注目していただきたい、そういったことでご答弁にかえさせていただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、私の一般質問を始めたいと思います。

まず、1点目には、駅前地区の活性化に資する利活用の検討について伺います。砂川市庁舎建設検討審議会は、基本構想の答申書において、新庁舎の建設位置を決定するに当たり、中心市街地の活性化は重要であるという共通認識のもと、パーラーランド周辺の駅前地区はまちの顔と言うべき場所であることから、行政機能を含めた公共公益施設の整備などによる活性化に資する利活用の検討を求めますという附帯意見をつけられました。総務部は、それを受けてか、本年4月24日の総務文教委員会において、懸案事項の1つとして駅前地区の活性化に資する利活用の検討を掲げました。以下について伺います。

まず1点目、懸案事項とした理由について。

2点目は、懸案事項として掲げられてからの具体的な検討内容について。

3点目、砂川市中心市街地活性化基本計画など、これまで検討されてきた中心市街地活性化との関係について。

4点目は、審議会の附帯意見と関連するものと考えているが、総務部での検討は庁舎建てかえ時期に沿った形になるのかどうかを伺います。

最後に、今後のスケジュールについて伺います。

大きな2点目としては、新庁舎の水害対策についてであります。新庁舎建設に向けて作業は順調に進んでいるようですが、建設位置は市内でも洪水時の想定水深が最も深い場所です。最近では全国各地でこれまで経験したことがない記録的な大雨が降り、大きな被害が続出しています。そこで、以下について伺います。

まず、1点目は、洪水時の浸水対策について。

2点目は、洪水時に新庁舎が孤立することも考えられますが、事業継続の対策について。

最後に、3点目として、水害時における新庁舎での災害対策本部設置などの対応をどの

ように考えているのかをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 大きな1点目、駅前地区の活性化に資する利活用の検討についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）懸案事項とした理由でございます。砂川市庁舎建設検討審議会における新庁舎の建設位置の選定過程におきまして、市庁舎建設にあわせまちなぎわいを創出することも重要であることから、駅前地区について庁舎建設と中心市街地の連携、連動により活性化につながる候補地として議論があったところであり、同審議会として中心市街地の活性化は重要な問題であるという共通認識のもと、駅前地区はまちなぎわいと言うべき場所であることから、行政機能を含めた公共公益施設の整備などによる活性化に資する利活用の検討が、審議会の答申に係る附帯意見として求められたところでございます。つきましては、駅前地区におけるこれらの機能、施設について整備するとした場合どのような手法があるのか検討を進めることとし、総務部の懸案事項の1つとしたところでございます。

次に、（2）懸案事項として掲げてからの具体的な検討内容についてであります。現在まで該当するエリアの土地の所有者、面積などについて調査を行ったほか、整備するとした場合の手法、その検討として中心市街地活性化基本計画の第2期計画や都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画事業及び地方創生関係の交付金など、国の制度の利活用について検討を行ってきております。具体的な手法の確立までには至っていないことから、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、（3）砂川市中心市街地活性化基本計画など、これまで検討されてきた中心市街地活性化との関係についてであります。砂川市中心市街地活性化基本計画につきましても平成19年8月に内閣総理大臣の認定を受け、認定事業を24年8月までの期間において実施してまいりました。現在は本計画の計画期間が終了しておりますが、中心市街地のにぎわいづくりや回遊性の向上などに向けた取り組みはSUBACOを設置するなどして実施してきているところであり、パーラーランド周辺の駅前地区についても中心市街地のにぎわいに重要な地域と認識しておりますので、活性化につながる利活用の方法について今後も検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、（4）審議会の附帯意見と関連するものと考えているが、総務部での検討は庁舎建てかえと沿った形になるかについてでございます。（1）の懸案事項とした理由についてご答弁したとおり、庁舎建設検討審議会の答申に係る附帯意見として庁舎とは別に利活用の検討が求められたところであり、その重要性は認識するところであり、現在は利活用についてその手法を含め検討している段階でありますので、現在計画中の庁舎建てかえには沿わないものと考えているところでございます。

次に、（5）今後のスケジュールについてであります。また、（4）でもご答弁申し上げたとおり、現在はその手法について検討している段階でありますので、スケジュールについ

ではこの場で申し上げることは困難であると考えておりますが、審議会の答申でも附帯意見について早急に取り組んでほしいとのことでございますので、今後も引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 総務部審議監。

○総務部審議監 近藤恭史君（登壇） それでは、私から大きな2の庁舎の水害対策についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）の洪水時の浸水対策についてであります。新庁舎の建設につきましては平成32年度中の新庁舎完成を目指して取り組みを進めているところであり、現在砂川市庁舎建設検討審議会におきまして、基本構想に引き続き基本計画の審議が行われているところであります。その中で、新庁舎の建設位置につきましては、水害時の浸水想定区域における建設の可否について議論があったところであります。まちなかへの立地が望ましい、高層化せずに建設できる敷地が望ましい、まちの活性化との連携、連動が重要、建設スケジュールの遅延を避けるという4つの観点から公民館前の敷地に決定され、現在は市立病院駐車場となっている南側敷地も含めて配置計画が検討されているところであります。

新庁舎における洪水時の浸水対策につきましては、新庁舎の導入機能として審議会で審議していただいているところであり、本市が作成した洪水ハザードマップ等から、今後予想される水害レベルに対応することができるよう、昭和56年水害時の市役所周辺の浸水位50から60センチ程度の水害に対しては、1階床レベルを周辺道路より1.5メートル程度高くする敷地高の対策を講じることで、庁舎内への浸水を防ぐことができる計画としております。また、石狩川で150年、空知川で100年に1回程度の大雨により5メートル程度の浸水が発生するとした想定に対しましては、災害対策活動を行う会議室及び電気室、機械室、サーバー室などの重要設備室を上層階に設置するとともに、電話、放送、受変電設備等の系統分離を行い、1階が浸水した場合でも上階の執務機能を確保し、水害終息後早急に業務の再開ができる対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、（2）の洪水時に新庁舎が孤立した場合の事業継続の対策についてであります。庁舎が孤立するという場合は本市がこれまでにないような大洪水になることが想定されますが、そのような場合、市は市民の生命を守ることを優先し、災害対応等の業務を緊急かつ適切に行っていく必要があります。洪水については、突発的な地震と異なり、事前に災害の発生がある程度予測できるため、そのような場合は優先度の高い被災者支援等の災害応急対策業務や復旧、復興業務などの応急業務の場所を他の公共施設に移動して事業継続を行うほか、新庁舎では不測の事態においても職員が一定期間滞在して業務ができるよう、ライフライン途絶時の設備機能を確保し、庁舎外の業務との連携を可能とするとともに、洪水終息後早急に通常業務を再開できるような庁舎にまいりたいと考えております。

また、新庁舎の建設に際し財源として予定している市町村役場機能緊急保全事業債を活

用するに当たり、建てかえ後の庁舎につきましては、災害時に行政も被災し、人、もの、情報等利用できる資源に制約がある状況下にあっても、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定めた業務継続計画に位置づけることが要件となっておりますので、今後新庁舎に対応した業務継続計画について検討を進めていくものとしております。

次に、(3)の水害時における新庁舎での災害対策本部設置などの対応についてであります。災害対策本部につきましては砂川市地域防災計画において、市内で災害が発生したとき、または発生のおそれがあるとき、市長を本部長として市役所内に設置することとしていることから、迅速な災害対応を図ることができるよう、災害対策本部室につきましては、市長室に隣接して上層階に設置するとともに、非常用発電装置や防災無線等の通信手段を整備することで被災状況等を的確に把握し、関係機関と連携して速やかに対応、対策がとれる庁舎としてまいりたいと考えております。また、砂川市地域防災計画では災害により庁舎が使用できない場合は他の公共施設に移転するとしておりますが、新庁舎におきましては、さきに述べましたように、庁舎の浸水対策として敷地高の対策や、災害対策活動に必要な重要設備を上層階に設置するとともに、ライフライン途絶時の設備機能を確保することで、水害時においても災害対策本部機能を可能な限り発揮できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川もきょうはしとすと雨が降っておりまして、役所に来る前に中心市街地を通過して来ているのですけれども、きょうはまたまちなかがシーンとしている状態でして、きょうの一般質問は何かこのまちを活性化させたいという思いでしていきたいと思っています。

先ほど総務部長のお話の中で、パーラーグラウンド周辺の駅前地区というようなこと、これは附帯意見にも、それから懸案事項の中にもあるのですけれども、これはどの辺を指すというふうに考えたらいいかをまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 基本的な考えとしては、パーラーグラウンド、それからS u B A C o、永大ビル、そこの底地を基本的に考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 庁舎建設検討審議会の基本構想における答申書の附帯意見、先ほど読み上げましたけれども、もう一つは、総務部のほうが総務文教委員会で出した検討事項ということについてなののですけれども、両方とも市長のほうにはお話が行っているということによろしいでしょうか、部長にお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 答申の際、市長に審議会の会長さんが手渡しされ、そしてその

内容を踏まえて市長が受け取っているわけでございます。その後の検討についても、市長と相談しながら進めているということでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長がたまに言われるのは、それは俺聞いていないなんていうことがよくあるものですから、そこを部長のほうにきちんと報告しているのかなということで確認をさせていただいたのですけれども、審議会の答申書の附帯意見もご存じ、それから総務部が懸案事項として駅前地区の活性化を何とかしたいということもご存じということを前提にこれから質問していきたいと思うのですけれども、実は私、市民で構成される新庁舎に向けてのワークショップ、あるいは審議会のワーキング、それから審議会そのものの傍聴も何回かさせていただいたのですけれども、審議会の中あるいはワークショップの中でよく出てくるのが、特に若い層の方々から出てくる話なのですけれども、何とか新しい新庁舎に市民が集える、あるいは居心地がよいたまり場のような新庁舎が欲しい。あるいは、情報交換、観光情報も含めてそんなような拠点づくりがされたらどうなのだ。あるいは、誰でも足を運んでみたくなるような仕掛けづくり、にぎわい軸の実現を新庁舎にというような声結構ありまして、具体的に言うとフリーテラスとかカフェとか食堂とか、意見がいろいろ出てくるのです。

ふと考えていく中で、確かにそういうものが市内に欲しい。つまり、市内にないから何とか新庁舎にはそういう場所になってほしいというご意見だなと私は思うのですけれども、審議会の方々もワークショップの方々も、さっき申し上げた審議会の附帯意見ということと、それから総務部が懸案事項として出している駅前地区の活性化に資する利活用の検討をするということが、遠いところに行ってしまうのかなと実は思うのです。まさに今若い層の方々から話されているような、市民が気軽に集えたり、あるいは観光の情報などが発信できるようなところ、あるいはみんなが集まってわいわいとにぎわいが持てるような、そういう場所は一体どこかといったら、建設候補地として挙げられている、中心街から端の堤防に近いここではなくて、まさに懸案事項としてされているパーラーランド周辺とした駅前地区そのものではないかと私は思うわけです。

そこをどうするのかということが早くわかれば、もしかすると新庁舎そのものは、にぎわいがそこにあるのであるならば、前から市長が報道やなんか言っているのですけれども、あの新庁舎は職員の事務所でいいのだというような発言もあったわけですが、それもそうかなと思うわけです。奥まった一番隅のところに果たして新庁舎にあわせてにぎわいが創出できるのかというのは、私は疑問に感じているところです。そこは、皆さんが求められているにぎわいを駅前周辺につくるということが絶対条件かなと思っています。だからこそ審議会でも附帯意見をつけたし、ワークショップでもいろんな意見が出ているということをおもいます。ここで市長にお伺いしたいのは、懸案事項とした駅前の関係あるいは審議会も附帯意見として市長に直接手渡されたというこのところ、

駅前地区の活性化に関して市長は、この2つを渡され、総務部も懸案事項として挙げたこの案件について、まずどんなお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 市長にはこの後で。まずは事務的な部分をお話しさせていただきますと思います。

審議会の中でも、議員さんおっしゃるとおりです。にぎわいが欲しいというお話もございましたし、集える場所をというお話もございました。ただ、前段に庁舎というのはそうではないよというご意見も審議会の委員さんの中ではありまして、両論併記という形ではない状況の中で、最終的にまちなかに建てる、それから公民館前に建てるという判断の中で切り離されたものではないかなと思いは事務局ではあるのですが、委員さんの中では庁舎というのも少なくともそういうものは欲しいなという話があって今の論議に至っているところでございます。ワークショップですとかワーキンググループでもそういうお話を市民の皆さんからいただいておりますので、その使い方といいますか、意見については、審議会での意見ではありますけれども、市民の意見として、そういう施設の考え方が必要なのだという受けとめ方を私どもはしているということはまず前段ご理解いただきたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は政策的なお話をぜひトップである市長にお答えいただきたいと思うのですけれども、先ほども確認したとおり、基本構想における附帯意見も市長はご存じ、そして総務部が懸案事項とした駅前地区の活性化ということについてもご存じであるならば、市長としてこの2点についてどう考えていらっしゃるのか。当然答えていただかねばならないと思っているのですけれども、ぜひ、もう一度質問いたしますので、市長の答弁をいただきたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長にということでございますので。私のもともとの基本的な考え方は、スタート時点から審議会を設置するのだと、条例で。それは議会にも了承いただいて、20人の方に自由に論議してもらおうと。論議している間については、私は先入観を与えたくないと。だから、一言も私は公にしゃべっておりません。そこは審議会の皆さんの中で自由にやってもらおう。ワークショップも、若い人ですから総体を把握しているかどうかは、私は出ておりませんからわかりませんし、審議会の内容は議事録を見えています。それはそれで自由にやってもらって、その意見をむげに事務局は否定しないで、トータルで最後審議会に諮ればいいのだろうと考えていると思えます。

それで、附帯意見の関係でございますけれども、もともとの発想は、庁舎の中にいろんな機能を盛り込めないかという論議が最初のころあったように私は記憶しておりまして、機密保持を一番守らなければならない庁舎の中にそれがなじむのだろうかという論議も若

干あったように記憶してございますけれども、最終的にはその機能は消えていったと。そのかわり附帯意見として、それらも踏まえて今言われている場所に何とかならないだろうかというのが趣旨なのだろうと思っておりますし、総務部長が言っているとおり、それを受けて砂川市の懸案事項にしたということは、これは大きな問題だと。まちづくりについて必要なものと認識しているから懸案事項に挙げたのだろうと。それで、総務部長が答弁しているのは、それを踏まえて何とかいい補助がないだろうかというのを今模索していると。模索している最中に事務方としてはいろんなことを、スケジュールも何もまだ決まらない、どういう手法かも決まらないうちに言うのはまずいというのが、相手もあることですし、いろんな利害関係者もございますから、そこをしっかりとやりたいというのが基本だと思います。

それで、私も何回も黒さんに言っているのですけれども、私の手法というのは、いわゆる国道のLED化、無電柱化、スマートインター、庁舎、私は常々、先には言っていないと。水面下で国と交渉しながら、ある程度見定まった時点で発表していると。そのときには補助がついている。無電柱化も10割国で見られる。LEDも3分の2を国で見られる。スマートインターも半分ほどが補助金で、あとは過疎債。それから、よく黒議員が言われていた庁舎、早く建てると言えと。3年ぐらい攻められましたか。私のはっきりしたことを言わなかったのは、その時点では市民が使う公民館なり体育館が先なのだと。一遍にやって財政を困難にするようなことをしてはいけないと。砂川が生き残っている理由はそこにあるわけで、順序立てながら、補助がつかないかと。

庁舎の場合は3年間ほど私総務省に通いました。残念ながら、砂川だけに補助がついてつくる、そんなばかなことにはならないと怒られ続けましたけれども、私自身は諦めていなかったと。というのは、1つには、黒議員もご承知のとおり、学校の耐震化のときに議会にもお願いしました。国、総務省に行ったときに、何とか耐震化でいい補助はないだろうかと。既存のものしかない。それを使ってやれと。四川省の大地震が起きた途端に急に方針が変わるような雰囲気を感じたから、私は戻ってきてすぐ臨時議会を開いて、耐震の実施設計の予算を認めてくれと。臨時議会を開いたのは、ひょっとしたら国が方針を変えるかもしれないと。たまたまそれが運よく当たりまして、麻生政権ですか、砂川の小学校3校ですか、耐震化は本来は普通の補助でやるつもりでしたが、一般財源ゼロでやることができた。

だから、庁舎の場合も急がず、市民の論議はいろいろ先にやっていました。だけれども、中身については急がないでやって、それでも諦めたころですか、喜んではいけないのですけれども、熊本の地震が起きて、3カ月で一遍に国の方針が変わって交付税措置になったと。ぎりぎりまで市長というのは、議会にはなかなか言えないけれども、財源についてはしっかり諦めずにやるべきなのだろうと。自慢話をしているわけではないですよ。たまたまついていたという面もございますけれども、そこが見定まらないと、スケジュールなり

どうするという話が進んでいかないと。中活の補助を使おうとして努力しているときに私は私のサイドで総務省のほうへ行って、地方創生の中でこういうスタイルでやっているときに何かないだろうかというのをやりながら、ある程度それが見えた時点で事業なりどこかに進んでいってスケジュールが出てくると。

だから、今ここで簡単に小黒議員には言ってあげたいのですけれども、現実的には庁舎をやっている、すぐそこもやってというスタイル、財源もなしにそんな無責任なことをやるとまちを潰してしまうと。言ったではないかと言われるのは本意でない。事業もやるけれども、財源も確保して砂川市を守るとというのが私の使命でありますから、いつか言える時点がそう遠くないうちに来るのだろうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 いつかやる時点が来るだろうというお話は、やるつもりがあると解釈していいのかどうかというところなのですけれども、余りそこを詰めると違う効果になっても困るので。

ただ、財源の話、これは市長が大いに努力をされて、さっきお話しされたとおりで、審議会にも議会にもある程度お話が来ているのですけれども、庁舎建設に対する地方財政措置制度の創設ということで、これまでは新庁舎に向けて大体総事業費として40億ぐらい負担しなければならぬと市長は言い続けてこられて、新庁舎をやろうと決断されて、その後営業をいっぱいされて、結果的に言うと新制度にうまく乗れて、交付税措置が8億円ぐらい出てくると。これはすばらしい営業だったと思うのです。前から40億は使わなければならないと思っていたのに8億円使わないで済んだ、ここですよ。僕はここがチャンスだと思うのです。この財源をもとに何とか駅前地区の活性化に資する利活用を進めていってほしいなと私は思うのです。もともと40億かけようと思っていた中で8億円浮いたという話ではないのですけれども、何とかそこを使わないで済むということは、市長の思いの8億円の中でできるのであれば、やれるということになっていくのかなと思うのです。

それで、実際砂川というのは、駅前地区周辺というのはいいことがたくさんあるわけです。私、悪いことしか一般質問では言ってこなかったです。きょうはいいことを言いますけれども、まず国道12号線には24時間で交通量2万台の車が走っているのです。函館本線の特急がとまります。それから、先ほど市長も言われた、道央道の80万人来館のハイウェイオアシスに念願のスマートインターができました。それから、全国発信の店舗展開する有名企業が、砂川市内には本社、本店が何社もあるのです。もう一つ、市立病院には何と1日1,500人の患者が来院しているわけです。人が1,500人来ているのです、この中心市街地に。きょうはほとんど人が見受けられていませんけれども、来ていることは間違いない。それから、砂川といえば、まずはお菓子のまち。スイートロードというのは完全に定着して、テレビでもばんばん放映されるわ、とても有名になりました。

もう一つ最後に、中心市街地が今度国道の両側の歩道、さっき市長も、これも営業でしょう。無電柱化になると。無電柱化というのは、そもそも電柱が倒れて災害ということがあるのですけれども、この前たしか道新でしたか、無電柱化には、景観をよくして、地域の振興ということにも大きな意味があるというようなお話があったわけです。まさにそのところです、あのパーラーランドというところが。国道12号線に面して駅前から真つすぐのところ、ここが何とも寂しい状況というのは残念でならないのです。せめて今言いたいところを情報発信できるような、そんなものをつくりませんか、市長。8億円あるし。そこから始めて、もう一回中心市街地が何とか活性化できるような、今は残念ながら中心市街地、これまでの大きな病院も、それからもう一つ、本当に近くの病院も今は壊されて平地になってしまっているのです。何か中心市街地だけがどんどん寂しくなっていくという状況があるので、ここは一発、市長、パーラーランド、いいと思うのです。

ところで、お伺いしたいのは、今何となくパーラーランドは何とかなりそうな雰囲気だと私は思ったのですけれども、今までずっとあそこを売ってくれるかどうかという話というのは何もなくて、実は完全な民有地ですから、地権者が売らないと言ったら、私がどれだけ騒いでも、市長がどれだけ頑張っても、補助金どれだけ探してもできないのです。机上の空論をすることはないので、部長、これまでの中で、当然あそこも新庁舎の候補地の一つになっていましたので、地権者は売るといふ、そういう意思は一度でも聞かれたことがあって、売るといふお返事をいただいたことはあるのかどうかお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 一番最後の部分でございます。地権者との折衝といいますか、庁舎の建設候補地になったときから地権者の方には、そういう話、庁舎の部分、ありますよということでお会いしてお話をさせていただきました。その後も地財対策で交付税措置されるよというお話があった段階で市長からまちなかについては考えなければならないという指示をいただいておりますので、その中で市長の考えがあるのでよというお話も伝えさせていただいております。具体的な部分については当然まだできる段階ではございませんので、意思として検討させてもらっていますよというお話はさせていただいているところでございますので、そこはご安心いただければと思いますが、ただ、民間の方でございますので、その辺ご本人も、私はどうやって話したらいいのだろうかという相談も受けておりますけれども、非公式な部分であるということはお伝えしているところでございますので、有無については具体的な話は今はさせてもらっていませんけれども、前段そういうお話があったということで、お会いしてお話はさせていただいているということでご理解いただければと思っています。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の部長のご理解いただければというその言葉はいい感じだったので、そこについては余り確定的なことを今引き出すのはかえってよくないかなとも思いますの

で。

ただ、市長、SuBACoは中心市街地の活性化ということでやっていたけれども、今は大分、人が行かなくなってしまうのです。あそこがかなり中心的にということだったのですけれども、いろんな情報発信というのはまちなかでしていったほうが私はいいと思っているのです。そんな意味ではとてもいい場所で、地権者も1人しかいないので、交渉の仕方もちょうどしやすいということになると思うのです。それ以外の駅前地区というのは、前からもいろんな話が出てきましたけれども、地権者の方々が多過ぎて、なかなか調整ができないということがまずあります。先ほどの市長のお話でいくと、今後補助金をつかまえてみたいなお話もあったので、多分やる気はあるのかなとは思いますが、だとすればなるべく早く市長の政策として、何とかしたい、土地を買うというようなことを出されていったほうがいいと思うのです。

あれは行政だけでやれる話ではないですから、絶対。商工会議所も観光協会も一般の市民の皆様方も、やるのだったらどういふものをどうしたらいいのだということをしっかり検討していかないと、あわせてそれと同時に、もしもそういう意思があるのであれば、本当に新庁舎ににぎわいの場所というものが、あるいはカフェや食堂が必要なのかどうかという議論にも関連してくるのです。市長の中心市街地に向けてのグランドデザインというものははっきり早く示していけば、あそこら辺はにぎやかになるかもしれない。いろんな投資が生まれるかもしれない。富良野マルシェほど大きなことは考えづらいとは思いますが、少なくともこんないろいろな場所がある、いいところがあるこの砂川を、国道を走る人たちがふと見て、このまちはどういふまちだということであらわせるような、そんな施設が国道沿いに必要だと思っておりますので、そのところは何か早い段階で意思表示をしてほしいなと思うのですが、市長、この辺のところをもう一つお伺いするのですが、今後難しい話はたくさんあると思うのです。民間の方々にも頑張ってもらって、手を携えていかなければいけないということは当然だと私は思っています。私も協力します。市長の思い、もうちょっと聞かせていただけませんか。ここについては最後の質問にします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 小黒議員が一生懸命頑張るものですから毎回同じようなことになるのですが、総務部長が1回目の答弁で言っているのは、行政が懸案事項と言うときは、簡単な決意では懸案事項にしないと。懸案事項にしておいてできないということは、物理的にどうしようもない、行政だけでは解決しない問題が起きた。財源がないというのは理由にならない。財源がないのだったら最初から懸案事項にするなど。懸案事項にしたということは、言外にやるよということを宣言しているというのは、小黒議員はわかっていると思うのです。ただ、今の段階ではスケジュール等も一切出せないと申し上げただけで、いわんとすることをわかっていて、はっきり言わせようとする。そこは言わせない

で、その段階でおりたほうが小黒議員としては格好いいのではないかと考えていますので、これで答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 お昼休みを挟んで2番目の質問に入っていきたいと思うのですが、新庁舎の水害対策ということで3点ばかり質問をしていますが、それぞれ答弁があって、答弁によっていくと、現在新庁舎は基本計画を策定中というところなのですが、ソフトの関係というのは今後いろいろと検討していかなければいけないのだろうという、今ですら検討しているのだろうというところなのですが、ハード面、施設についてはどうやら1.5メートル高くするというようなことぐらいなのかなと思ったのですが、その辺に関してはそれによろしいのかどうか、まずお伺いをしたいと思うのです。水害対策、浸水対策に対する施設的なハードの関係としてどんなことを考えているのかをもう一度お伺いしたいと思うのですが、

○議長 飯澤明彦君 総務部審議監。

○総務部審議監 近藤恭史君 まず、水害に対する庁舎建設の対策でございますが、前段、庁舎の建設位置につきましては基本構想で9つの候補地の中からそれぞれ絞り込みを行いまして、公民館前ということで建設位置を決定した中で、さらに公民館、図書館への影響が少なくなるような配置計画について、検討課題と基本構想の中でされていたところでございますが、その後基本計画の審議におきまして敷地利用の自由度が増し、さまざまな効果的、機能的な新庁舎の配置が可能となることから、建設位置の公民館前に市立病院駐車場となっております南側敷地を加えて配置計画をすることとなったところでございます。

南側の敷地を活用するに当たりまして、現在公民館の正面玄関前の地盤レベルでございますが、西6条通りの地盤レベルから約1.5メートルほど高くなってございます。南側に建設位置の敷地を広げるということに際しましては、現在の駐車場の地盤レベルが低くなってございますので、公民館前、さらには図書館の東側緑地部分の地盤レベルと同程度にする必要がございます。その際、敷地高の対策を講じるということで、おおむね1.5メートル程度の盛り土が必要であろうと考えてございます。前段答弁で申し上げましたように、昭和56年の大水害がございました。最近の砂川市の水害の中では一番大きい被害だと思っておりますが、その中で市役所、市立病院周辺あたりの内水の氾濫、約50センチから60センチ程度浸水があったというような状況でございましたが、この盛り土対策

をすることによりまして、新庁舎におきましてもそのような敷地高の対策で浸水対策が講じられるということで、審議会のほうでも、防災性の面からもそのような場所に建設位置を配置したらどうかということで今議論が進められているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 よく砂川の場合に出されるのは昭和56年、私は経験はしていないのですけれども、最近の雨というのは、今までとは違う雨が日常的と言ってもいいぐらい全国各地で降っているなど感じるわけです。直近では去年の8月、砂川でもパンケ歌志内川がもうちょっといったらあふれるのではないかとか、あるいはオアシスパークの越流堤に水がちょっと流れ込んだというようなことがあるわけで、そのときは1時間当たり53.5ミリ、1日当たりでいけば188.5ミリ、この2倍、3倍の雨量、いわゆる豪雨が全国各地で発生しているわけです。

ということになると、まさに新庁舎を建てようとする場所は、堤防の一番近く、一番低いところに建てるという前提になっているものですから、洪水対策というものはほかの高台に建てるよりはどうしてもお金をかけざるを得ないのかなと思うわけです。普通考えられるとなると、例えば1階部分を底上げして下を駐車場にして、本庁舎を2階からするというのも洪水対策、浸水対策としてはありなのかなと思うのですけれども、全く敷地のかさ上げ以外何も今のところは考えていないということでよろしいのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 総務部審議監。

○総務部審議監 近藤恭史君 ただいまの敷地のかさ上げ、庁舎を高床にするという考えであろうかと思えますけれども、高床にすることにつきましては、庁舎を大雨のときに浸水から防ぐという面では有効な対策の一つというふうに考えるところでございますが、高床方式の建築をすることとは、柱や梁など1階を構成する構造体を増築することになります。そのため、耐震のための補強ですとか、盛り土して庁舎を建てた場合より多くの基礎部分の掘削工事が生じるなど、工事費の増加が見込まれるところでございます。

また、高床にした地下部分につきましては、洪水時の浸水を考えた場合、執務室ですとか書庫の配置ということではできず、今おっしゃったように、駐車場などの活用が考えられるところでございますけれども、現在基本構想で庁舎の想定規模は一応5,500平米程度としていますことから、新庁舎に確保すべき各機能スペースの面積等にも、高床で駐車場を確保するとそのようなことで影響が生じるものと考えているところでございます。このようなことから、防災性や建築構造、さらには建築コストの面から、高床にはせず、敷地高の対策で建設する方向で今考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 審議会で話されている内容もあるのですけれども、昭和56年時の場合だったら、今も少し土地が上がっているから、そこで何とか対応できると。ただ、もっとひどいもの、あるいは100年に1度、100年に1度といったってあしたが100年に

1度のその日もわからないわけですから、その場合はどうするかということが審議会の中でも話が出ているのですけれども、新庁舎に少数の職員を残して、浸水する前に人、車等を総合体育館に移動して、総合体育館のほうで災害対策本部を設置すると。つまり、新庁舎は投げて、いざというときには総合体育館に移動するという説明がされているのですけれども、これもこのまま事実で、そう考えているのかどうかお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 総務部審議監。

○総務部審議監 近藤恭史君 砂川市地域防災計画で災害対策本部の設置の考えにつきましては、庁舎が使用不能となった場合は公共施設等に災害対策本部を移動するという考えになっているところでございます。新庁舎におきましては、前段ご答弁させていただきましたように、約150センチ程度敷地高にすることによりまして内水対策を講じているというふうにしているところでございますし、さらに南側の敷地を高くして新庁舎を建設することによりまして、内水があふれた際には、庁舎の高い部分から西6条通りの南側の上り坂部分となっている道路に通路を接続して、人や車の移動が可能となるように確保したいと考えているところでございます。

そのようなことから、これまでの水害の規模等では新庁舎の機能は維持できるものと思っておりますし、よほどの水害がない限りは庁舎からほかの場所に移動するという事はなかなか考えづらいのではないかと思いますけれども、庁舎が水没するような大水害が発生する場合、例えば石狩川等で1000年に1度のような大雨により石狩川が決壊し、庁舎へ職員が行き来できないような状態、さらには庁舎が使用不能となるような場合、その場合は浸水想定区域外の公共施設に移動するという事も想定されるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 審議会で話されてきている内容と若干違ってきているのかなと思うのですけれども、それはそうとして8月8日、9日で砂川市議会の総務文教委員会が道外視察をしているのですけれども、同じ会派の同僚議員の報告を受けての話なのですけれども、茨城県の常総市というところが、まさに心配している鬼怒川の氾濫で、新しく建てた庁舎が孤立状態になった。写真を見ると、災害対策本部があるからそこに自衛隊の車も警察車両も来ているのですが、そこが見事に水没している写真まであったという状況を総務文教の委員さんたちは見てこられているのですけれども、そのときの雨量が1日で551ミリ、去年の砂川が188ミリですからはるかに多い。ただ、それが珍しくない状況というのが全国各地で見られているというのはさっきから言っていることなのですけれども、まさに鬼怒川の氾濫で、平成26年に建てた新しい庁舎が浸水してしまったと。復旧作業には45日間かかっていて、その間は仮設の庁舎で業務をしていたと。復旧費用は5,860万かった。さらに大変だったのは、1階に重要書類が置いてあって、書類の避難が間に合わなくて、現在専門家やボランティア、市の職員で一枚一枚復旧作業をしているということのようなのです。

さっきから言っているように、高台に新庁舎が建つのなら何の心配もないのですけれども、まさにあそこに建つがために心配をしなければならない。こんなことが絶対起こらないなんてことは誰にも言えないわけで、あの場所であれば起こり得る事態を想定しなければならないのかなと思うわけです。そのとき、今の状態で本当にいいのかどうかと思うのです。審議会を傍聴しても、窓口業務はほぼ1階に集約させる。ここには戸籍であったり税であったり、かなり重要な書類が置かれるはずです。もちろん上のほうから水はだんだん流れてくるわけですから、時間的な余裕は若干あるかもわからないけれども、きっと何時間でしょう。その何時間の中に、去年の8月20日ですら職員は混乱して大変な状況になって、避難所も残念ながらうまく開設、維持ができていなかったという状況がある中で、パソコンはあるわ、重要な書類はあるわ、あわせて総合体育館なりほかの公共施設に災害対策本部を持っていくなんていう作業が実際できるかどうかという心配をするわけです。

本当にこれで市長、大丈夫だと思いますか。市長はこの前も、去年のときは職員みんな新しくなっていて、56年の災害を知っていたのは私だけだったかもしれないというお話もあったのですが、新庁舎に向けての災害対策の関係ですけれども、経験豊富な市長に、今の審議監がお話しされているような内容で、日常業務あるいは水害に対する被害、新庁舎の位置、そんなことを考えたときに、もう少し何かをしなければならないというお考えはあるのかなのかお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 災害対策ということでございますけれども、水害対策に関しましては2つに分けて考えないとならないのだろうと思っております。1つは、鬼怒川で起きたような、帯状降水帯が石狩川の流れに沿ってずっととどまった場合。500ミリぐらい降った場合。ただ、砂川の状況はどういう状況かと申し上げますと、砂川の堤防が危なくなるのは、砂川より上流が、端的に言えば上川にどのぐらい降ったかによって影響を受ける。ここに降った雨は下流にしか行かないと。石狩川の場合ですと旭橋が1つの基準になるわけですが、その危険水位が、これは危ないぞとわかってから砂川に来るまでの時間がおおむね6時間から7時間、その間に対応はとれるだろうと。だから、石狩川を想定すると、タイムラインというのはできるのです。期間があるので。その間に要援護者を避難させるとか、役所をどうするかとか。

私が現実的に心配しているのは、どっちかという内水です。北九州の朝倉市、あそこはあれだけ降っても筑後川はびくともしなかった。私はそう簡単に、石狩川の中流域というのか、上流域というのか、この地区の堤防が一番整備されているので、懸念されるのはもっと違う場所だろうと思っております。それは勝手に思っているわけですから、これが絶対だという保証もないし、どこも危ないというのが正解だと思うのですが、北九州の場合はあれだけ降ったのに筑後川は何でもなかったと。ほとんどやられたのは、そこにつながる中小河川。要するに距離が短いから一気に上がってくると。

問題は、その水位がどこまで来るのだろうか。より現実的に起こり得るであろう水害を想定した場合ですよ。だから、1,000ミリだのどうのこうのと想定してもそれは考えづらいので、ある程度降ったとき、例えば56年ですと、パンケ歌志内川は越水しましたが、庁舎までは水は来ていないと。それをもっと超えたところの雨が砂川の地区に3日間ぐらい降り続ける、たしか56年はそういう状況でした。そして最後、堤防を越えて水が流れてきて飲食店とか北市街がやられたのだけれども、あの時点でも病院のほうには水は来てなくて、役所の場合は全然普通どおり、何もなかったというのがありますから、それを超えた場合の内水の被害を想定したときにあそこのところがつくというのは、石狩川以外は想定しづらいというのがございます。

それを想定した中で、小黒議員もわかっていて聞いておられると思うのですが、病院も中心部からなくなるとまちづくりがならないではないかと。500年に1回か1000年に1回かというときに、審議委員の皆さん方も病院の近くから離さないでくれと。候補地が全部だめになったのは、ほとんどの候補地がその計画でいったらだめになってしまうと。まちづくりの基本というのは何なのだろうと。乱暴に言えば、500年に1回、1000年に1回でも、あすかもしれない。1000年後かもしれない。私は、1階部分がついてもいいつくりをすればいいだろうと。1階部分がつくといったら石狩川しか想定できないのですけれども、ついてもいいだろうというつくりで、恐らく病院もついてもいいと。そのかわり医療機器がたくさんあるから防水扉で、小黒議員は特別委員会を設置して委員もやられていたので、その辺は私より詳しいのだろうと思うのですが、そういうつくりをしたと思うのです。

庁舎の場合は下を土盛りするものですから、1階部分をどうついてもいいようなつくりにするかを考えれば、重要書類はつくところに置かなければいいと。戸籍だったらほとんどマイクロフィルム化していて別なところに保存されるとか、電算とか電源は全部上のほうにあるとかという対策を、きちんといろんな庁舎の災害から学んでそういうつくりをして、本部も含めて移すなら移すという決断を早くして、そっちのほうに持っていくということをやればいいのだろうと思っていますので、まちづくりの基本と災害の年数を考えると、まちづくりの根幹を崩して、それならまちの中にあるものは全部だめではないかと。全部移転するかということではないところで、皆さんの意見が病院はここ、役所はここになったのだろうと。そこまで考えてそうなったかどうかは別にしても、私流に長年の雨の降り方の研究をしているとそういうところに落ちつくから、それを無理して持って行って、何十年もみんなの利便性の悪いところに置くよりは、ついてもいいつくり方をすればいいのだろうと思っています。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私も、ついてもいいつくり方なのだと思うのです。先ほど市長おっしゃったように、私は市立病院をあそこにつくるといふことの特別委員会の委員でもありまし

たので、そこら辺の事情はよくわかっているのですけれども、議会も含めて水害、浸水対策についてはとても慎重に議論をしました。その結果として、市立病院は土台を少し上げるというだけではない対応がされているのです。1階に水がついたときにどうするかということですが、1つは、今市長がおっしゃったように、放射線機器があるところは12カ所の防水扉をつけて、そこには浸水を防ぐような装置を持ったと。もう一つは、エレベーターは浸水を防護する区域の中に1台はおろすようにしているのです。

それから、うそみたいな話かもしれないのですけれども、議員の控室からすぐ見える物品の搬入口なのですが、あそこは搬入する人たちにとってみれば、何でこんな角を曲がっていかねばいけないのだ。何で2階なのだと。普通、物品の搬入口というのは1階ですよ。ところが、わざわざ2階に設けて、もしもあそこに水がついたときには船着き場にできるのです。あそこが浸水時のメインの入り口になると病院では位置づけているのです。それぐらいこの近辺に置くということは、通常よりお金がかかっても公共施設として大事なものを維持していくという大前提が必要なのだらうと思うわけです。

そういう点でいった場合に、では新庁舎が今のように、道路より地面が高いからそれだけで本当にいいのかと。五、六時間の間で何とか、泥水につかったものというのはしょうがないにしても、事務的なもの、事務機器、そういうものを完全に避難できるような状況になるのかどうかといたら、もう少しやっていかねばならないことがあるのではないかと思います。例えば玄関、そう幾つもつくらないと思うのです。玄関そのものに防水扉をつけるとか、まだまだ今後基本設計、基本計画を立てていく中で、ハードの面でも防水に関してはしっかりやっていかねばいけないと私は思うのですけれども、こちらのほうは今後どう考えていくのかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部審議監。

○総務部審議監 近藤恭史君 新庁舎建設に当たりまして、洪水時の対応ということでございますが、まず洪水時の場合は、市は最優先で市民の生命の安全を守る対策を講じる必要があると考えております。また、大事な市民の行政データ、こちらについてもきちんと守っていかねばならないと考えておりますので、現在の庁舎につきましては電気室ですとか暖房機械室については地下にございますが、1つでも水がつけば庁舎が機能しなくなってしまう。そのようなことから、このような重要施設については上層階に設置して、1階が浸水した場合でも上層階で執務機能が確保されるような庁舎を計画してまいりたいと考えておりますし、また1階が浸水しそうな場合の1階部分における重要なデータ等を確保するような機能についても今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして2点質問させていただきます。

1点目、学童保育について。昨今の少子化の中で、子育て支援として各種行政サービスが行われています。その1つでもある学童保育に関してですが、最近市民の方より、なぜ砂川市の料金は近隣市町と比較して高いのか、また同じ公設でありながら砂川市内で料金が異なるのか、高い割にサービスが悪い、送迎に関しての整備が行き届いていないという声をいただきました。調べたところ、確かに料金だけ見ると近隣市町は無料から月額3,000円前後となっており、砂川市と比較すると安くなっています。近隣市町といっても、それぞれの形態、経緯、利用人数など一概に比較できるものではありませんが、家計を預かり、働くお母さんにとってはなかなか納得いくものではありません。そこで、以下について伺います。

(1) 近隣市町との料金の比較について。

(2) 近隣市町との保育サービスの違いについて。

(3) 今後、公設における市内での料金の違いと、近隣市町の料金水準との調整について。

(4) 保育サービスの質の向上について。

(5) 多子世帯における料金の見直しについて。

(6) 砂川小学校の冬期間における送迎時に係る市道への出入り口の交通障害解消について。

2点目として、市内における大型観光バス駐車スペースの確保とその情報発信について伺います。先般、空知総合振興局主催によるインバウンド受け入れセミナーを受講の際に、砂川市にはスイーツやポークチャップ、さまざまなものづくりなどの体験型観光素材がありますが、大型のバスがとめられる場所がわからないとのご指摘がありました。そこで、関係各所と連携し大型バスの受け入れ体制を強化するとともに、大型バスがとめられるスペースを市として把握または確保し、観光マップなどに掲載、発信していく考えがないか伺います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1の学童保育についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 近隣市町との料金の比較についてであります。市内の学童保育所につきましては小学校区ごとに5カ所設置されており、そのうち砂川学童保育所、豊沼学童保育所及び中央学童保育所の3カ所は公設公営で、通年保育料は月額9,000円であります。また、このほかの2カ所は公設民営で運営されており、通年保育料は北光学童保育所では月額6,000円、空知太学童保育所では月額5,000円となっております。近隣市町との保育料の比較であります。通年保育料では空知管内10市の有料平均保育料は約4,600円であり、中空知5市5町では8市町で実施されており、有料平均保育料は約4,800円であります。

続きまして、（２）近隣市町との保育サービスの違いについてであります。学童保育のサービスにつきましては、近隣市町にかかわらず、運営形態、職員の配置のほか、開設日及び開設時間、おやつや教材にかかる経費の負担など、自治体ごとにさまざまな考え方により運営されており、一概に自治体間の保育サービスについて比較できるものではなく、各自治体の実情に合わせて実施されている状況でございます。

続きまして、（３）今後、公設における市内での料金の違いと、近隣市町の料金水準との調整についてであります。公設民営である空知太学童保育所につきましては、平成16年度に学童保育所が新設された際、既にボランティアとして活動されていた団体が移行したものであり、同様に北光学童保育所につきましては、地域で運営されていた北光竹の子ホームが平成18年度に移行したものであります。このように公設民営の学童保育所の保育料は、ボランティアを活用するなど運営形態の違いや開設時における経緯などによるものが大きな要因となっているところであります。

また、近隣市町の保育料の料金水準との調整でございますが、各自治体における保育料の設定に係る考え方はその自治体の判断により異なるものであります。本市につきましては国が示す保護者の負担がおおむね2分の1という考え方に基づき適正に設定されております。しかし、学齢期の児童を持つ働くお母さんに対する支援は今後も必要であると考えていることから、保育サービスのニーズの把握や保護者の負担割合の妥当性などについて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、（４）保育サービスの質の向上についてであります。学童保育は保護者の保育に欠ける児童の安全を守る場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援、健全育成を実践する場であることから、運営等につきましては国が指針を定めており、本市におきましても各学童保育所がこの指針に基づき工夫を重ね、保育サービスの向上に努めているところであります。今後におきましても、さらに充実した保育サービスを提供することができるよう取り組みを進めてまいります。

続きまして、（５）多子世帯における料金の見直しについてであります。現在学童保育所につきましては多子世帯に対する負担軽減の取り扱いはございませんが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、学齢期の児童を持つ働くお母さんに対する支援は今後も必要であると考えていることから、多子世帯に対する支援を含め総合的に検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから大きな1の学童保育について、（6）の砂川小学校の冬期間における送迎時に係る市道への出入り口の交通障害解消についてご答弁を申し上げます。

砂川小学校において、保護者の送迎時には出入り口として小学校北側の市道砂小北通りが利用されておりますが、冬期間の積雪が多くなる時期につきましては、昨シーズンにお

きましても除雪後の道路幅が狭く、出入りに支障が生じているなどの問い合わせをいただ
いており、その都度除雪幅を広げるなど対応を図ってきたところであります。この路線は、
南側に植樹帯、北側には住宅があるなど、広い除雪幅を確保することは難しいところもあ
りますが、小学校敷地を活用した雪の堆積場所の確保などについて教育委員会を通じて学
校とも協議を行う考えであり、今後におきましても安全確保を図るため、できるだけ通行
に支障が生じないように丁寧な除雪に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から大きな2、市内における大型観光バス駐車ス
ペースの確保とその情報発信についてご答弁を申し上げます。

大型観光バスの利用につきましては、近年バス料金の高騰や運転手不足等による受け入
れ体制の悪化、レンタカーの利用割合がふえるなど旅行スタイルの変化などにより移動手
段としての利用割合は減少しているものの、北海道を訪れる観光客は増加しており、特に
外国人観光客に関しましては平成23年度から平成28年度までの5年間で約4倍に増加
していることもあり、大型観光バスの利用に対する需要はむしろ増加している状況にあり
ます。また、砂川ハイウェイオアシス館における道央自動車道からの大型バスの流入台数
は、平成23年度は2万1,551台であったものが、平成28年度で1万4,195台
と減少しておりますが、平成28年度においても依然約40万人の観光客が大型バスを利用
している状況であります。

市といたしましても、ハイウェイオアシス館の来館者をまちなかへ回遊させることで観
光振興につなげてまいりたいと考えておりますし、ふるさと名物砂川スイーツを活用した
観光振興事業や、市民、有志が設立したスイートロード協議会やポークチャップ協議会、
インバウンド受入協議会などの活動と連携して、観光客の砂川市への誘客やまちなかへの
観光客の回遊も進めてまいりたいと考えており、その際、大型バスの駐車スペースの確保
は大切な条件になるものと考えられます。近年では北菓楼やソメスサドルなど郊外の店舗
などへ大型バスが乗り入れられ、その際は各個店の駐車場を利用している状況にあります。
また、現状においては、市内において大型バスの路上の乗降などにより交通安全や市民生
活に影響が出ているとの話は聞いておらず、市において今すぐ新たな駐車場の確保を行う
考えはございませんが、観光客の入り込み状況などに注意しながら、まずは市や関連施設
の駐車場、民有地における空き地などの利活用について調査、把握に努めてまいりたいと
考えているところであります。

また、現在観光協会が作成するあめたんマップにおいて市中心部の駐車場についての情
報やホームページにおいて駐車場の有無を掲載しておりますが、大型バスの駐車スペース
に関する情報発信は行われていないことから、情報発信の方法や大型バスが訪れた際の対
応などについて、観光協会を初め観光振興を進める協議会等とも連携、協議を行い、検討
してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

まず、学童保育に関して（６）番の砂川小学校の冬期間における道路の関係、こちらのほうは何度かご連絡も入っているということと、いろいろ協議もしているということなので、ことしの冬も注視しながら対応していただければと思います。

まず、１点目の近隣市町の料金との比較なのですが、今平均でいろいろ教えていただいたのですが、なかなか平均で出されるとイメージがつきにくい部分もあるので、もう少し詳しく、できれば個別に教えていただけるとありがたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 学童保育の具体的な近隣市町の保育料ということでございますが、近隣でいいますと滝川市ですとか、あと新十津川町、奈井江町というようなところで、滝川市については学童クラブとその他児童館を利用した利用形態でありますので、内容について若干違いますので、学童クラブにつきましては、３，０００円ということになります。また、滝川については２人目、３人目というようなところでそれぞれ軽減を図ったような取り扱いをされているようでございますし、また新十津川につきましても放課後児童クラブということで、３，０００円、こちら２人目以降の多子には軽減の取り扱いがあると。また、新十津川では、先ほど滝川でも申し上げたとおり、学童と児童館を利用する両方の利用形態がありますので、新十津川の場合も滝川の場合も児童館を利用する場合は、その他の条件もありますけれども、無料ということになっているところでもありますし、また奈井江町では月額というような考え方ではなくて日額４００円というようなことで、これは利用した日数に応じて保育料が発生するというようなことになってございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 さっきの平均というのは、砂川市も含めてということですか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 砂川市も含めて、その他まちによっては無料というところもございまして。ただ、この無料というのは、先ほどもご説明したとおり、児童館を使って無料ということになりますので、こちらである一定の学童保育というような枠組みの中で有料の平均値を出したということになります。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ですよ。何かおかしいと思ったのです。無料のところは無料として、有料のところでは平均すると大体３，０００円前後だったので、平均が四千幾らと言うから、どこか高いところがあるのかなと。砂川が引き上げているということですよ、これ。違ってれば後でご指摘いただければと思います。お金の話だけでいくと、現在はそのような状況なのですよ。今言われた滝川、そして新十津川に関しては、３，０００円と。その他、周りでいくと、深川で３，４００円、ちょっと離れて道内に目を向けたとしても、苦

小牧でも3,500円、札幌2,000円、池田町3,000円、上士幌町4,000円、北広島4,500円、その他、無料のところもたくさんあります。ただ、唯一調べた中で砂川と同等ぐらいというのが森町ですね、こちらが9,000円ということになっておりました。金額だけで見ると、お母さんたちを説得するのは難しいなというのが実感としてあるわけです。

金額に関してなのですけれども、お母さんたちからも言われているのですが、かかるものはかかるで仕方ない部分もあると。サービスの違いというのを見たり聞いたりしている部分に関してみれば、砂川のサービスは決して悪いものではないのではないかと。ただ、その違いが質を伴っていないところがあるのではないかというような話をいただいているわけでございます。(2)番のサービスの違いでいきますと、砂川市内における料金の違いというのは、経緯その他、形態、その部分で料金が違うということはこちらとしてはわかるのですけれども、住むところはそれを基準にして選ぶわけではないですから、住んだところの学童保育が安かった。道路を挟んで向こう側の学童保育は安い。こっちのほうが高い。それは何でだと。そうなるのはごく一般的な感情なのかなという気がします。

先ほど新十津川の日額の利用400円というのもありましたけれども、砂川市の場合は700円ということなのですけれども、10日預けてしまえば7,000円、1カ月預けたら9,000円ですか、日額利用も扱いづらいなという話があるのです。利用時間に関してなのですけれども、他の利用時間に関しては8時または8時半からというところが圧倒的に多いです。そのかわり砂川は朝7時半からやっている。これはすごく喜ばれています。逆を言うと、ちょっと離れたところの職場で働こうとしても間に合うと。これは砂川市のサービスとしてはすごくいいという話はいただいています。短期利用なのですけれども、こちらの違いに関して、トータルのかかる割合というのが9,000円と3,000円の違いがあるというところから、計算方式もそういうような形で日額700円という形にしかならないものなのかどうなのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 月額9,000円というのは、1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、国の示す考え方といいますか、公費と保護者の負担がそれぞれ1対1の割合ということで想定しているところから、砂川市としましては大まかに1対1で計算して、かかる経費の半分ということで9,000円としているものでございます。また、短期につきましても、月額9,000円から一定の積算で日額を出しております。また、委託の2つの学童につきましても、同じような考え方でいっているものでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 一応情報としていただいておりますが、(3)にいけますと、今後における市内での料金の違いと地域水準との調整ということで、先ほどのご答弁では、市内に事情が違う成り立ちでできた2つの公設民営の学童保育と、公設公営の3つの学童保育

との料金の違いは、成り立ちも含めてわかるのですけれども、通わせているお母さんからしてみたら、どうしてということになるのですけれども、それを合わせていくということに関しては難しいことなのか、そうだとすれば何が難しいのか、そのあたりのことを教えていただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 直営と委託の料金の差ということでございますが、まず基本的には直営の場合、かかる経費を出して、それに見合う負担を保護者の皆様にしていただくというような考えでございます。そして、委託につきましては、同様の保育サービスを地域の皆様のご協力で提供しているということで、それぞれの地域の皆様が協力して工夫を重ねて、経費を圧縮してといたしますか、考えて運営をされている。そういった中での保育料の設定ということでございますので、その部分は必ずしも直営と委託は同額であるべきだというような考えではないと私は認識しております。委託として運営されている地域の皆様のご努力によって、直営より利用しやすい保育料の設定になっているということでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今言われたとおり、特に空知太のほうは父母会で運営されているということで、自分たちで経費、コストを抑えながら、そして自分の子供を預けている親たちが運営しているものですから、お互いに気遣いをし合いながら、いろんなところに不満を感じたとしても、料金についてもあの人たちに見てもらっているという思いで払っていますし、見ているほうも自分の同級生のお母さんたちからお金をもらって見ているのだという責任と、すごくいい雰囲気というか、小さな課題は幾つかあったとしても、素晴らしい取り組みだなというふうに見ております。ではどうすれば料金を合わせられるのかなという話になると、どちらかがどちらかに形態を合わせるということでしか料金を一緒にすることとはきっと難しいのだろうなと。もしくは、市のほうで子育て政策として、同等の金額になるようにお互いに少しずつ政策として振り分けるというような方法しかないのだろうなと考えています。

ほかの地域というのは圧倒的に児童館形式が多いのです。砂川みたいに、必ず迎えに行かないと帰さないというような、親からしてみたら安心な、どこに行ったかちゃんと把握してくれていると。そういう部分に関しては、働くお母さんにとってみたら、必ず迎えに行けばいいというような状況はすごくいい仕組みなのだとは思っています。ただ、そこと払う側の金額というのは別な感情もあるということで、今後ニーズを把握していただけるというようなことだったので、お母さんの中には児童館形式でもいいから安いほうがいいという方もいらっしゃいますし、ただ砂川には選択肢がないと。児童館がないから、学童に行かせるか、日割りで預けるか、預けないかという選択肢しかない。児童館的なところが行きやすいところに一、二カ所あればそういう選択肢もあるのでしょうかけれども、

お母さんたちにとっては、9,000円を払うのか払わないのかという選択しかないというところでの苦しさもあるということをご認識しておいていただきたいな、またニーズ調査のときにニーズとして把握していただければと思います。

(4)のサービスの向上についてなのですが、いろいろ話を聞いていくと、ここが今の一番の課題なのかなと思っております。お母さんたちの話を紹介しながら質問していきたいと思うのですが、サービスというか、保育の内容についてなのですが、私は今の状態が限界なのかなと思ってます。夏休みにプールに連れていってくれたり、砂川市のイベントに連れていってくれたり、今の子供の人数と指導員の人数の割に頑張ってくれていると思ってます。ただ、指導員の質がちょっと。普通の人なののでしょうか、それとも何か資格を持っているのでしょうかということなのですが、基本的にこちらの指導員の方たちは現在どのような資格を持ち、どのような状況になっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 学童保育所の指導員ということでございますが、それぞれの学童保育所には、児童支援員とそのほか補助員ということで2種類位置づけられて、それぞれ配置されております。その中で支援員につきましては、保育士ですとか、あと教師の資格を持つといったような一定の基準が設けられておまして、研修を受けてもらってというようなことで支援員として配置されているものでございまして、補助員についてはそのような決めはございません。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 支援員と補助員さんの関係というのがありましたけれども、1つの場所における指導員と補助員の割合というのは大体どれぐらいなのでしょう。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 指導員の支援員と補助員の数でございますが、5カ所ともなのですが、支援員は各学童に1名ずつ、補助員が砂川が5名、豊沼が2名、中央が4名、北光が5名、空知太が6名となっております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 1カ所に1人ずつまず支援員を配置して、ほかの人たちは補助員で構成されているということなのだろうというふうに理解しました。その続きなのですが、何でもそういう話になるのかなというところなのですが、子供たちに対する口のきき方が悪くてびっくりします。悪影響です。事故があったときにきちんと対応できる研修や教育を受けているのか知りたいです。子供の発達段階とかかわり方を学んで接しているのか知りたいです。先生に心ないことを何回も言われて長女は傷ついております。そんなことも寄せられているのですが、全部ではないと思いますけれども、支援員の方、それから補助員の方、こちらの方たちがどのような養成とどのような研修を受けられているのかを

聞きたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今の議員さんからのご質問については、私のところまでにはそのような報告がされておられませんので、そういった支援員、また補助員の不適切な対応がもしあるのだとすれば、それは改めていきたいと考えております。ただ、補助員ということで臨時職員として配置されているものでございますので、日々の業務の中で支援員からある程度の指導をしていただいているというような状況でございます。定まってカリキュラムを決めて、時間を決めてというような対応は今のところしておりません。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 質問はどのような養成、研修等が行われているのかという話なのですが、けれども、どのような養成または研修がそれぞれの支援員または補助員の方になされているのかという質問をしたのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 児童支援員につきましては、一定の有資格者が札幌で2日程度の研修を受けて、支援員として業務に当たっているということでございます。補助員はそのような要件はございませんので、定まった研修というのはさせていない状況であります。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 お母さんたちからざくばらんに聞いている話なので、全くないということではないと思うので、そのあたり、支援員の方なのか補助員の方なのか、接し方をしっかり研修する必要もあるのかなと思いますし、対応について養成する場面も場合によっては必要なのかなと思います。

続けますけれども、確かに質は気になっています。迎えに行っても子供の名前は呼び捨てだし、タオルを借りていなくても貸したと言われ、違う日に再度確認に行くと、対応したのは私ではないと言われた。指導者なりの頑張りはわかりますが、うちの旦那さんはあそこに迎えに行くのが嫌だから行かせるなと言う始末です。人数をふやしても質の向上してもらわないと変わらないのではないかなというようなお話ですとか、確かにプールとかイベントとかに連れていってくれたり、冬も気軽に元気に外遊びしてくれたりするのは本当にありがたいです。でも、上級生の嫌がらせにも気づかず、下級生が泣いていても、泣きたかったみたいですねと言われるのはちょっと。また、宿題のプリントが涙でよれよれになっていたのを聞いてみても、学習時間にもかかわらず先生方は誰も何も見ていないと言われた。こういう意見があると、現場としては厳しい部分があるのかな。全くないということではきっとないのだろうなと考えざるを得ない状況となっております。今後こういうことも含めて、調査というか、現場の意見というか、両方の話を聞いてみないとわかりませんので、そのあたりも少し気にしていただきたいと思います。

次の(5)番の多子世帯における料金の見直しについてにいきますが、料金を取って

る地域で多子世帯への対応をしていないという情報を探るのが難しいぐらい、ほとんどの地域が多子世帯に対しては何らかの補助をしていると。もちろん福祉料金というものもあります。砂川の場合は多子世帯への対応はないということなのですが、先ほどの答弁では今後幅広く検討していただけるようなお考えがあったということなのですが、こちらに関しまして再度、何とか多子世帯における料金の見直しというものは考えられないものなのかというのを聞きたいのですが、市長がやると言えばきっとやるのだろうなという気がするのですが、学童に関する子育て支援の考え方というのは市長はどのように思っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 学童の内容については私、正直言って詳しいわけではございません。制度自体確認していたのですが、保育所のようにちゃんと共稼ぎと確認して入っているのかどうかということ自体も把握していないと。

それで、多比良議員には申しわけないのだけれども、私はどっちかという、低年齢、学校に行く前の、本当に困っていて、幼稚園なり保育所に入っている。その人たちはどこにも持っていきようがない。そこでしか預かれない。そういうところを何とかすべきであると。お金があればどこでもできます、幾らでも。ただ、砂川市の哲学というのは、そういうところとか、小さい子の子育てをするときに共稼ぎを続けられるのだと。続けるためには、病児保育だとかその辺を整備するのはちゃんとやっていかないとだめだろうと。そこから先にいって、支援員が悪いとかというのは、ちゃんと確証を持って、一方的ではなくて言わないと、ここでそれも悪い、料金は下げろと言ったって、言っている趣旨が私はよくわからない。そこはきちんとしておくべきであって、聞いていると、そんなに悪いならやめてしまえばいいのではないかと。

人を集めるのに苦労しているとかボランティアでやっているところは、私はすばらしいと思っている。両方があるところにうちの難しさがあるし、他市の内容を調べたときに、児童館でただ預かっているだけのところの単価と、ちゃんと真面目に保育もやろうとしているところとの金額が高い、安い論議を、しっかり調べると言っているのだから、それが出てから言う論議ならわかる。その前にいろんなことを言うと、一体何を多比良議員は言いたいのだと、そんな感じになってしまうので、ちゃんと部長が内容を調べますよと。その後でどうしようかと。ただ私に聞かれると、今やっているのは、小さい子を保育所に預けるしかない。その負担を、あそこは高いですから、こういう値段ではないですから、それを何とかしようと。やっと今そこがスタートしたところにその上もといったら、その自治体の全部の福祉政策を比較して高い、安いと判断するのですかと。

一点豪華でそこしかやっていないところもある。または児童館で預かりっ放し。ほかは何もしていない。安い。そこを調べないうちに高いだの安いだのという論議は私は出てこないと思っているので、そこは多比良議員も、調べると言ったら、その後で違ったらどう

なのですかと言ってくるのが本来だと思っていますし、私の本音を言うと、福祉政策というのはちゃんと理論をつくって限っていかないと難しいと。というのは、扶助費というのは一度出してしまうと削減できない。交付税が落ちて大変になったときにやめられるのかと。批判があるのをあえてこの機会だから言わせてもらおうと、なぜ乳児医療を拡大しないのか。医療費を拡大するということは、今、国の医療費がこんなにふえているのに、さらにそれに追い打ちをかけて医療費をふやして、そのはね返りは市民なり国なり市町村に負担で返ってくる。そんなのは政策ではないのではないかと。

同じ軽減をするのならオムツをただにするとか違うほうでだって代替できるはずなのに、みんながそっちに走るところがおかしいと思っているから、私はしないと言っている。そのかわり違うほうに行く。同じ親の負担を軽減するのだったら違う方法が幾らでも選択肢はあるのです。それをやるべきだと。行政も哲学。ちゃんとそこを言いながら、きちんと理解を求めてやる。福祉を全部比較して、うちがひどいのならひどいと言ってもらってもいい。よく見てみたら砂川のほうがよくて、学童保育のところだけちょっと高いよね。調べてみたらほかと条件が全然違うねとなったら今の論議も変になってしまうので、もうちょっと待って、次回には、調べたらしっかり状況の中からいろいろお話しできるものがあるのでないかとちらっと思ったものですから。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 学童保育に対する市長の思いをという話で聞いたのですけれども、まだわからないので現状を調べるというお話だったかと思います。全体を通してなのですけれども、そもそもの話で聞いてみたいと思うのですが、砂川の学童の経緯なのですけれども、地域の皆さんから要望があつてやることになったということなのですが、料金についてもそのときに支援員、そして補助員、そういった人数に対するいろんな経費を計算してこちらの金額が設定されたと思うわけなのですが、平成25年にそれぞれの学校でやりますよということになって、それまでお母さんたちへの説明は、砂川市とほかの市町村と何でこんなに違うのですかという金額部分に対しての話は、タクシーを利用することによって送迎しているから砂川は高いのですというような話だったらしいのです。ただ、それぞれの学校になったことで若干安くなるのではないかという期待をしていたらしいのですけれども、それぞれの学校でやることによってそれぞれの学校で支援員、補助員の方が必要になるということで、金額は余り変わりませんよという話になったかと思うのですが、

その認識でよろしいですか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 直営の学童保育所の保育料、平成16年に始まったときには1万円だったのが、先ほどの1対1の負担割合というようなこともございまして、平成25年に9,000円になったと。ただ、平成27年に各学校区ごとに5カ所になりましたので、そういったところでタクシーの送迎はなくなったのですけれども、1カ所学童がふえたということで積算し直しますと、大体9,000円という保育料がそこで出てきたもので、改定といたしますか、保育料の見直しはしておりませんでした。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そもそもなのですけれども、支援員並びに補助員の方1人に対して、いわゆる定員に対する支援員の定員ということなのですけれども、1人に対して子供が何人というのが適正なのか積算する根拠というか、そこというのはどれぐらいなのですか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 こちらにつきましては要綱、指針等で配置基準というのが定まっております、おおむね40名に対して2人ということで配置基準が定められております。5カ所とも配置基準か、またはそれを上回る実配置をしているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 私も調べたのですけれども、各小学校で1日先生が何人出てきて、子供たちが大体何人いつも出てくるのかという人数なのですけれども、砂川小学校は4人の指導員に対して子供が約40人、豊沼小学校は1人が常勤ではなくて忙しい時間帯だけ来るということで2.5人としまして、それに対し15人、中央小学校が2.5人に対し17人、北光小学校が2.5人に対して8人、空知太小学校は夏が4人、冬が3人ということで、夏はプールの授業があるということで、プール、教室、体育館、外という感じで1人ずつ置いていると。冬に関してはプールがなくなるので3人というような体制で平均35人という話なので、今言われた40人に2人というものはおおむねどこも余裕を持ってクリアされているのだなという認識は得ました。

なのですけれども、実際の現場の話として現場の職員さんにお話を聞くと、今4人で40人を見ているのも相当厳しいのだというようなお話だったのです。1年生から6年生までいる中で、そういう人たちを見るのが厳しいと。さらに、夏休み、冬休み等になると、今5人いて、常に4人出るという状況で、しかも朝から夕方、夜までという中で5人で回さなければいけないというところで、相当休みもとりにづらくなっているし、現状としてはかなり厳しいというお話だったのですが、そのあたりの認識についてはいかがでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 直営に限ってお話をさせていただくと、砂川ですと40人の定員に対して配置基準が2人、そこに対して所属している職員が6名ということで、ローテ

ーションで勤務をしていただいているところでございます。また、豊沼、中央も配置基準と同数の実配置をしているところでございます。議員さんのおっしゃる、かなり厳しいのだというようなことにつきましては、私のところまでにはそのような支援員、補助員の話は来ていないわけでございます。月1度、支援員、補助員を含めた会議の中でいろいろな話し合いをして、その場面でおさまるものであればおさまるでしょうし、その部分でクリアできないといいますか、克服できないような課題であれば上に上がってくるものなのだろうと考えております。今のところ私のところまでにはそのような、人員の配置が厳しくて、なかなか業務に支障が出るというような報告は受けておりません。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それぞれの定職数に対する充足率は今どれぐらいなのですか。定員が例えば10人なら10人で現在8人しかいませんとか、支援員さんの数です。それはありますか、データとして。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 平日の放課後に限ったデータというのは手元にございますけれども、今議員さんおっしゃられたのは、実際に学童に通っているお子さんに対して職員がどの人数配置されているかということであれば、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、砂川でいうと、私の手元では、大まかに言うと37人に対して4人の職員が保育に当たっているということでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 人材的な部分が足りているのか足りていないのかという話を聞いたかったのです。子供たちの人数に対して、本来であれば砂川市全体で、直営だけでもいいのですけれども、これぐらいの人数が欲しいのだけれども、今は足りている状況なのか、それとも募集をかけている状況も含めてあるのかということなのですか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 先ほどのご答弁の一部繰り返しになるのかもしれませんが、支援員、補助員も含めまして定期的に打ち合わせをやって、子供さんに対する保育の部分もあるでしょうし、自分たちの勤務状況もあるでしょうし、そういったところで課題を抽出して、何とか現場でこなせるものはこなす。そして、それがこなし切れないといいますか、現場では克服できないような問題がもしあれば、課長なり私なりのところに話が来ると考えておりますので、そういった意味で私のところにそういった報告はまだ来ておりません。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 状況はわかりました。いろんな話が出るのも、例えば指導員さんが適正な人数ではないのではないのかなとかいろんなことを考えたのですけれども、もともと想定されている範囲内でおさまっているという状況もわかりました。ただ、その中で現場が結構大変なのだということ、そういう大変さの中からサービスが行き届かなかった

りとかそういうところが出てしまったりしているのかなと、あくまで推測ですけれども、今後いろいろ調べていただけるということなので、そのあたりいろんな角度から調べていただいて、見ていただいて、現場として何が必要なのか、それともそもそも預けていることに関する何か問題があるのか。ただ、社会の流れとしては、砂川市なんかは人材不足で、この分野もそうですけれども、これからも働くお母さんたちがすごく大事な時期になります。学童保育があることによって社会に出ていけるお母さんたちはたくさんいるはずですので、特に母子世帯なんていうのはそういう意味では働かないといけない状況もあるわけですから、そういう家庭がふえていく中で学童保育の重要性というのは今後さらに増してくるのだらうと思います。

1つの案としてなのですけれども、すごく空知太がうまくいっているというのはわかりましたので、ぜひそのあたり、有償ボランティアなのかボランティアなのかは別として、各それぞれの直営の部分であったにしても、PTAなどを通じて、空知太のようなあり方があるということを知っている方も相当少ないと思いますし、そういうふうに頑張っている地域もあるのだということを知る機会、PTAの研修などを通じてやってもいいと思いますし、さらには自分たちの学校でも指導員さんと一緒になって、預ける子供の親御さんが少しでもそのボランティアにかかわれるような、そんな仕組みができていくと、お金だけの世界で雇われている、預けているみたいな話で物事がよからぬ話になったりするのは実に悲しいことなので、そのあたりいろんな方向をいろんな対応策も含めて考えていただきたいなと思って、この質問を終わります。

続いて、大型観光バスについての話なのですけれども、この話のきっかけは、先ほど武田圭介議員もおっしゃっておいりましたけれども、道内の4つの大学で非常勤講師をやられたり、台湾の4大学で特認教授をやられている、または北海道の観光審議委員であり、内閣府の北方領土学習検討委員等とか、いろんな場面で活躍されている坂本さんという方が、北海道ネイチャーセンター代表取締役社長という肩書で講話を聞かせていただいた中で、実は台湾の旅行客に北海道のどの地域に行ってもらおうかというものを、現地ブローカーというか、現地コーディネーターというか、そういうような形でルート設定を実際に行っている方なのです。そういう方が砂川はどうなのですかという話を聞いたときに、砂川は何回も入れているよという話なのです。でも、やっぱりそれは北菓楼だとかという話になるのです。昔はハイウェイオアシス館だとかそういうところも立ち寄る場所としてチョイスしていたのだけれども、ハイウェイオアシス館もいつかのやり方とは大分変わったというところもあって、今後どうするのだらうなということで注視している段階だという話なのですが、砂川は北菓楼以外にバスをとめれるところはあるのかと聞かれたのです。

確かに言われてみると、まちの中に来てもらいたいなと個人旅行客も含めて思うのですが、どこに駐車場があって、そこにとめて何ができるのかというもので発信していないのではないかと思ったのです。その人に話を聞く限りでは、まちの中どこでもいいから、

ここにとめられるよと。ここにとめてこれができますよと言ってくれれば送るよと言ってくださったので、インバウンド、インバウンドといろいろ言っていますけれども、バスの観光客が減っているという話もありますけれども、実数はめちゃくちゃ4倍に伸びていますので、パーセンテージでは下がっても実数は変わっていません。私も、下がってきているから、将来先細るのかななんて思って、大型観光バスについては軽んじて考えていたのですが、そういうことではないということが今回よくわかりましたので、そういう意味では、何か仕掛ける手だてというものを1つでもふやしていったらいいのではないかと思うのですが、今後観光協会とか、その他商工会議所等関係機関、関係する協会、いろんなところと協議をしながらいろんなものを考えていきたいというお話だったので、その辺できていくのを楽しみにしたいなと思っているのですが、1つ、パークライドというやり方というのがあるのですけれども、要するに1つの駐車場に大型バスとか、場所を1カ所でも2カ所でもつくって、まず点をつくと。そこに例えばレンタルサイクルだとかというものを集積させるとか、それからまちなかを歩いて周遊するのであれば、歩いていく人のためのまちなかをめぐるクイズ形式だったりとかクエスト形式、深川が多くやっていますけれども、そんなようなものをバスの中で、砂川においてこれやってみましょうということで配付していただいて、バスからおりたらそのクエストをクリアするためにまちなかを周遊してもらうとか、そんなようなことが、バスはここでとめられますよということがあればいろんなことが考えていけると思うのです。

そのあたり、場所がもし2カ所あるのであれば、先ほど小黒議員の話にもありましたけれども、永大の裏の駐車場なんて、バスが回遊するには、とめられて、出ていくのもいきやすいのだらうと思いますし、そういうところと例えば寺町あたりのお寺さんとかと協力したりしてバスの乗降場をつくるなんていうことができれば、そこからそこまでの間でスイーツめぐりをしてもらうだとか、そんなようなことを、点をつくれれば線もできるのかなという気もしますので、ぜひ駐車場の関係を把握していただいて情報発信をしていただきたいと思うのですが、ご見解を聞かせていただければと。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 先ほどもご答弁させていただきましたが、今すぐということではございませんけれども、まずは把握に努めたいと考えております。その中で、9月9日におもてなし観光ワークショップの第1回目を行いました。第3回目を11月11日に行う予定でありまして、そのテーマは「砂川の観光マップを考えよう」ということになっています。それまでにはある程度、こういったお話があるということもそのワークショップの中で反映させていきたいと考えておりますし、滝川砂川着地型観光推進協議会においても、モニターツアーをまずは実施しながらツアーが定着するよとということでも考えられておりますので、今いろいろヒントをいただいたと思っていますので、そういったこともそういった協議の場に持ち込みながら、何とか砂川のまちを人が回遊していた

だけるといふ仕組みの中にこういったことを組み込んでいきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

第1点目として、住民参加による道路環境美化活動の推進についてであります。砂川市では、市が管理する道路において、これまでも住民参加により植樹ますに花を植える花いっぱい運動や、地域住民が組織した道路愛護組合による草刈り等が行われ、美化や視界の確保にご協力をいただいております。しかし、これらの活動は市内全域ではなく、各地域で差異がある状況にあり、雑草等により美観が損なわれた道路がふえてきている状況にあります。また、こうした状況は、砂川市だけではなく、全国各地でも課題となっております。そこで、各地で取り組みが進められているアダプトプログラムについて紹介したいと思います。

アダプトとは英語で養子にするという意味で、道路を住民みずからアダプトすることで清掃美化することから命名されました。この取り組みは1985年にアメリカで始まり、その後世界各地に広がっており、現在国内では国、都道府県を初め各自治体で導入されています。名称についてはアダプトプログラム、ボランティアサポート等さまざまですが、共通する内容として、個人、団体等が登録し、行政は花の苗、園芸資材、ごみ袋、希望により活動を表示する掲示板、アダプトサイン等を支給し、作業中の事故による損害等を市が加入する損害保険で補償することでこうした活動の後押しを行うものです。

そもそも道路環境美化等についてはこれまでも地域コミュニティの中で住民が自主的に行ってきたものですが、アダプトプログラムは、そうした活動が衰退してきた地域の活性化や再生、さらには新たな活動を検討している住民のスタートアップにも貢献し得ると考えます。そこで、以下について伺います。

(1) 花いっぱい運動、道路愛護事業等、住民参加による道路環境美化活動の現状について。

(2) 砂川版アダプトプログラムの導入について。

第2点目として、環境保全対策についてであります。公害対策基本法が施行されてことで50年となりました。公害対策基本法は平成5年に自然環境保全法と統合され、現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受するとともに、将来にわたって継承すること、環境負担の少ない持続的な社会の構築、国際的協調による取り組みの推進を基本理念とする環境基本法として抜本的に改正されたところです。

環境保全対策は市民が健康で文化的な生活を確保する上において極めて重要であり、市は大きな役割を担っています。市は、地域の自然環境等に応じて、国、道に準じた施策やその他の環境政策を事業者、住民等と協力、連携しつつ総合的かつ計画的に進めることが期待されています。なお、市では第6期総合計画において、基本目標として人と環境に優

しい潤いのあるまちを掲げ、自然と共生する循環型社会の形成に向けた取り組みを進めているところですが、幾つか懸念すべき課題があるところではあります。そこで、以下の点について伺います。

(1) 水質汚濁防止法等の環境法令に基づく特定施設等の設置状況等について。

(2) 事業所との環境保全協定、公害防止協定等の締結状況について。

(3) 企業立地を推進するに当たり環境保全対策を強化することについて。

(4) 有限会社上原ファームにおける環境保全対策の状況等について。①、水質汚濁防止について。②、悪臭防止について。③、廃棄物処理について。④、家畜排せつ物の管理について。⑤、環境保全協定、公害防止協定等締結の考えについて。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 (登壇) 私のほうから大きな1の住民参加による道路環境美化活動の推進についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)花いっぱい運動、道路愛護事業等、住民参加による道路環境美化活動の現状についてであります。花いっぱい運動につきましては、町内会や老人クラブ等の団体が道路の植樹ますに花を植え、維持管理をしていただくことにより、花を通して緑化意識の高揚を図り、美しい環境を持つまちづくりを進めることを目的に平成13年度から実施しております。事業の実施状況であります。平成28年度は参加団体17団体、植樹ます約2,200平方メートルにおいて植栽活動を実施していただいたところであり、平成27年度は参加団体18団体、植栽面積約2,260平方メートルであったことから、参加団体につきましては1団体の減、植樹面積も約60平方メートルの減となっているところであります。

また、道路愛護事業につきましては、地域住民や町内会の方々に地域の市道の草刈り等のご協力をいただくもので、昭和46年度から実施しておりますが、平成19年度からは農林水産省の事業として、集落機能の低下により、農地、農業用水路等の資源の適切な保全、管理のため、地域協働による農地、水路、農道等の資源や農業環境の保全活動の支援事業が始まり、道路愛護事業を行っていた17団体のうち13団体がこの事業に移行したため、4団体に減ったところであります。事業の実施状況であります。平成28年度は参加団体4団体、作業延長1万3,600メートル、参加人数354人で活動していただいたところであり、平成27年度は参加団体、作業延長は同じであります。参加人数が421人であったことから、67人減少しているところであります。また、このほかにも町内会や各種団体によりごみ拾い、歩道の草取りや清掃等の協力をいただいております。市においてはごみ袋の配布や集められた草の回収を行うなど、各団体と連携を図ってきたところであります。

次に、(2)砂川版アダプトプログラムの導入についてであります。道路環境の整備

につきましては、雑草などにより美観を損ねている箇所もあることは認識しており、これまでも町内会などの地域の皆様の協力により解消されているところもありますが、対応には苦慮しているところがあります。アダプトプログラムにつきましては、内容的には現在も行っている花いっぱい運動、街区公園の維持管理などの活動内容からこれらに類するものと考えられますが、制度としてアダプトプログラムに取り組んでいる状況にはないものであります。

アダプトプログラムを制度化するためには、現状のボランティア活動との整合性を図らなければならないと、また新たな手続など、これまで行われてきた取り組みに対する影響も考慮しなければならないと考えるところでありますので、道路のみならず、地域の皆様に協力いただいているボランティア活動として新たな担い手の確保も含め、現在取り組まれているボランティア活動の検証など、課題の整理を行わなければならないと考えるところであります。一方、アダプトプログラムを制度化することにより、新たな効果としてアダプトサインを掲示することなどにより、企業における社会貢献活動としてさまざまな活動が活性化することも期待できるものでありますので、アダプトプログラムの導入につきましては総合的に判断していかなければならないと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から大きな2、環境保全対策についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）水質汚濁防止法等の環境法令に基づく特定施設等の設置状況等についてであります。各根拠法令の規定に基づく特定施設設置届出事業所数は、平成28年度末現在で水質汚濁防止法24件、大気汚染防止法24件、騒音規制法18件、振動規制法15件、北海道公害防止条例9件となっております。なお、この件数は根拠法令ごとに集計したものであり、一部事業所が重複している場合がございます。

続きまして、（2）事業所との環境保全協定または公害防止協定等の締結状況についてであります。現在有効な協定を締結している総事業所数は、電気業、化学工業製造業、建設業、廃棄物処理業、砂利採取業などの企業との間において14件であります。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から（3）、（4）についてご答弁を申し上げます。

初めに、（3）企業立地を推進するに当たり環境保全対策を強化することについてであります。砂川市企業振興促進条例におきまして、企業施設を新設、増設または移設する者に対して助成の措置を行うことにより企業の立地を促進することとしており、補助の対象として、公害を防止するための適切な措置が講じられた企業施設であることを規定しております。企業立地に当たり公害に関する法令を遵守し、環境保全対策を行うことは企業としての当然の責務であります。環境保全対策の強化が必要と判断される場合は、関係

部署とも連携して対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

続きまして、(4) 上原ファームにおける環境保全対策の状況についての①、水質汚濁防止についてであります。平成27年12月の第4回定例会における佐々木政幸議員の上原ファームに関する環境衛生面での問題とその対応についての一般質問において、悪臭や水質汚濁に関して、市といたしましても北海道を初め関係機関とも連携、協力し、早急に抜本的な改善を行うよう強く要請していくと答弁しております。その際問題となっていた、一の沢農場で浄化槽から未処理水流出事故が発生し、水質汚濁防止法を所管する北海道の改善指導を受けた件につきましては、平成28年4月に上原ファームが行った水質検査の結果、問題の解決が図られていることを北海道や地元の一の沢川水利用者の会が確認し、その後通常の操業を行っているところであります。それ以降も毎月事業者が定期的に農場下流の水質検査を行い、一の沢川水利用者の会へも報告するなど、水質汚濁防止対策が適切に行われていることを市といたしましても確認しているところであります。なお、富平農場につきましては、下流の中空知広域水道企業団と上原ファームとの間で水質に関する協定が結ばれており、その基準をクリアするため、現在浄化槽処理機能の改善を図っており、これが解決するまでは処理水を川へ放流せず、農家の肥料として運搬し、活用しているところであります。

続きまして、②、悪臭防止についてであります。飼育計画頭数は3農場合わせて1万2,000頭のところで、8月末現在で東豊沼農場に2,674頭、一の沢農場に4,496頭、富平農場に3,607頭、3農場合わせて1万777頭の豚を飼育しており、3農場とも悪臭防止法の規制区域外となっておりますが、地域住民からの苦情等が寄せられた場合には、通報の都度職員が現地でおおいを確認し、上原ファーム従業員に対して、地域住民への説明と早急に改善するよう求めているところであります。上原ファームに対する悪臭に関する苦情件数は、平成25年度36件、平成26年度63件、平成27年度29件、平成28年度22件で、平成26年度をピークに減少し、本年度はこれまで2件と特に大きく減少しております。上原ファームにおいては、管理上の不備がないよう注意を徹底するとともに、におい取りの薬剤を使用するなどの悪臭対策を行っており、地域住民からも、全くなくなったわけではないが、以前のような強いにおいではなく、においを感じる頻度も大きく減っており、苦情を言うまでもない状況であるとの話を伺っておりますし、8月からはさらに新たな薬剤も導入し、効果を検証している状況であります。

続きまして、③、廃棄物処理についてであります。上原ファームにおいては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令に基づき、一般ごみにつきましては一般廃棄物として処理を行うとともに、一部家畜の死体などを含む産業廃棄物については法の基準に従って適正に処理を行っており、またリサイクル可能な廃棄物はリサイクル業者へ持ち込むなど、法に基づく適切な処理をしているとのことであります。

続きまして、④、家畜排せつ物の管理についてであります。家畜排せつ物は、家畜排

せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、いわゆる家畜排せつ物法に規定された管理基準に基づき適正に管理することとなっており、管理施設の構造施設に関する基準といたしまして、ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床をコンクリートなど汚水が浸透しない不浸透性材料で築造し、適当な覆いと側壁を設けること、尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすることとなっております。また、管理方法に関する基準といたしまして、家畜排せつ物を管理施設で管理すること、管理施設の定期的な点検を行うとともに、管理施設に破損があるときは遅滞なく修繕すること、送風装置等を設置している場合は当該装置の維持管理を適切に行うこと、家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記録を行うこととなっております。家畜排せつ物法に基づく立入調査、指導、勧告等は知事の権限であり、上原ファームの家畜排せつ物の管理につきましては当該管理基準を満たしていると空知振興局から報告を受けているところであります。

続きまして、⑤、環境保全協定、公害防止協定の締結の考えについてであります。平成27年の一の沢農場浄化槽からの未処理水流出事故の後、市と上原ファームとの間で公害防止協定の締結について協議を行っているところであります。現在上原ファームにおきましては法的な違反状態ではなく、企業として環境保全対策を積極的に進めており、また現在富平農場の浄化槽機能の改善を図っていることから、引き続き水質や悪臭などの実態把握に努めるとともに、改善状況を見ながら、協定等の締結については関係部署とも連携して検討してまいりたいと考えております。また、上原ファームに関しましては砂川へ誘致した企業であり、環境保全等に関する地域住民の不安に対し、説明会等にも同席し、ご理解を願ってきた経緯もあることから、市といたしましては今後も上原ファームに対する苦情対応など、地域住民との調整を図ってまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の質問を許します。

武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次大きな1番から再質問してまいりたいと思うのですが、まずこれまでの住民参加による道路の美化活動についてなのですが、長い伝統を誇り、続いてきたわけですが、これまでのこうした住民参加による道路美化活動について、市としてはどのような評価があるのかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 これまでの道路の美化活動ということでございますが、現在市が行っております道路の清掃、美化というものにつきましては、ほとんどが業務でございます。そして、それにつきましては、春の雪解けにおいて汚れのひどい道路の清掃から始まりまして、夏場における歩道の草取り等につきましては、交通安全上実施しております郊外の道路の路肩の草刈り、これと同様な考えのもと、交通安全に配慮するような形で実施しているところでございます。また、花いっぱい運動というようなボランティア活動にも取り組んでおり、このようなことに取り組んでいるところでございますが、道路の縁石等から生えております雑草の処理等につきましては十分な対応がとれていないところもあり、美化を損なっているところがあるというところが現状でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 道路パトロールということで、道路の陥没とか補修ということで回られているというのは皆さんもよくご存じだと思うのですが、一方では、道路の安全を損なわないような雑草についてはやや放置されているような事案もあって、それについては恐らく全てを回り切らないというような状況なのかなという想像をしております。そうしますと、何もかも市でそれをやるのが難しいということになれば、地域の人たちの力をかりてそれを進めていかなければならないということになると思うのですけれども、既存の取り組みの中でもいろいろやられていることなのですが、プラスアルファで、こういった活動が先ほどのご答弁では面積も人数もやや減っているという状況なのですけれども、これから美化活動について参加人数をふやすとかそういった取り組みというのは、これまで何か努力とかそういったものがなかったのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 道路の清掃、美化活動、このボランティアでございますが、道路の清掃、美化というものにつきましては、本来は業務でございます。ですから、これにつきましては、先ほどのご説明で申し上げましたとおり、草刈り等につきましては、郊外部との兼ね合いもございますので、交通安全に配慮するというような形での草刈り、それと花いっぱい運動ということでの、部分的でございますけれども、こういうような活動を通しての縁石等の草取りというような活動で対応しているところでございます。

そのようなことをやってきておりますが、努力といたしましては、これ以外にもやっていただいている団体がございますので、そういうような団体に対しましてご相談等を受けながら、それぞれに応じた支援のあり方を検討しながら取り組んできたところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 ご存じのとおり、地域、自治会も高齢化が進んでいたり、あるいは空き地とか空き家がふえているような状況で、自分たちの目の前の近所の雑草取りもなかなか

うまくいかないという状況は皆さんもご存じだと思うのですが、いろいろな人がそういった活動に参加して雑草取り等美化活動ができる仕組みがないのかなということで私、砂川版アダプトプログラムということでご紹介させていただいたのですが、朝早くからまちとか歩いていますと、1人で雑草を取っているような方がいたり、あるいは自宅以外の場所の植樹ますのお花、花いっぱい運動以外だと思えるのです。例えばヒマワリとかは花いっぱい運動にないと思うのですが、そういった花いっぱい運動以外の季節とりどりのお花を一生懸命植えているような方々が実は市内には何人もいらっしゃるというような状況は、私も含めて皆さんあちこちで見聞きしたということがあると思います。

そうした人たちの活動を、今やられているような花いっぱい運動あるいは道路保全の活動にうまく組み入れることはできないのかなという問題意識でお伺いしているわけなのですが、昔のように一斉に町内会単位で草刈りをやるとか、どぶさらいもありましたけれども、今はどぶさらいはないですけれども、一斉に草刈りをするというような活動というのは、今の時代そういうことを行うのは難しい時代なのかなと。皆さんそれぞれ生活のサイクルが違ったり、あるいは一斉のそういった活動が私は苦手なのだというような人も中にはいらっしゃる時代ですから、既存の仕組みもいいことだと私は思いますし、今まで頑張っていた方にも感謝申し上げるところなのですが、そういった活動も現在人数が減ってきているというような状況を考えて場合、いろいろな人をその活動に取り込むためにはどういった仕組みが必要なのかなということをこれからの時代は考えていかなければならないのかなというような問題意識がありまして、何かないかなということで調べて、アダプトプログラムということで紹介させていただいたわけなのですが、既存の仕組みは個人でというのはなかなか難しい。あるいは二、三人のグループでというのは、既存の仕組み、花いっぱい運動しかり、道路愛護事業しかり、そうだという認識なのですが、実際これから砂川市においてもさまざまな人たちの力をかりながらまちの美化を進めていくということであれば、個人とか少人数グループの人たちの力を組み入れていかなければならないのかなと私は思うわけですが、名称としてはアダプトプログラムということですが、別にアダプトプログラム、各地で実施しているのと同じものを導入しなさいというわけではなくて、アダプトの考え方を取り入れたような形で、幅広い市民が参加できるような仕組みを構築してほしいという願いから伺っている次第でございます。

そこで、砂川市においても今後さまざまな活動、整合性等あるというようなお話でしたけれども、ぜひ個人とか小さなグループを組み込む仕組みについて考えていただきたいと私は思っているところなのですが、その辺、個人あるいは少人数グループをそうしたまちづくり、美化活動に組み入れていくというような考えといいますか、発想というのは持っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 ただいまのご質問でございますが、任意のグループ、少人数、

そのような団体での美化活動の活性化ということだと存じますが、現在私ども道路で行っていただいているボランティア活動、これはボランティアでございますので全てを把握している状況にはございませんが、幾つか把握しているものはございます。そういうものにつきましては町内会ではなく任意のグループだったりしておりますので、まずはそういう団体の方々にお話を聞かせていただきまして、その中でどのようなことをやりたいのか、また市に何を求めていきたいのか。というのは、それは何かといいますと、その活動を今後とも継続していただけるようにというようなことをしていきながらボランティア活動の活性化というものが重要ではないかと考えておりますので、そういうことからいっても、市民がやりたいこと、また求めていること、これを把握させていただくのがまずは大事かと思っておりますので、要望に対する調査、整理等が必要だと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 非常にありがたいことでありまして、いろんな活動をされている方を、発掘と言ったら言い方が悪いかもしれませんが、ぜひ見つけていただきたいと思うのですが、例えば事例を出しますと、オアシスパーク周辺で最近すごくきれいになった道路があります。一体誰がきれいにしているのだろうと見ていきますと、そこは町内会をまたいでいるような場所ですので、町内会ではないだろうなというのはわかったのですが、伺ったら、荒れ果てた道が気になって直しているのだというようなことで、あくまでも個人の考え、美意識に基づいてやっていると思うのですが、そういった地味な活動というのが実はちらほらと見えてきて、そこを通った方が、どこかといいますとオアシス通りなのですけれども、通ったら最近すごくきれいになっていると。どうしたのかなど。私も近所の方によく聞かれるのですけれども、何か市で新しい事業を始めたのかとか、特にあそこは桜並木をますに植えて、長い間放置されていたのが急にきれいになっているような状況もあって、まち行く人皆さん、どうしてだろうねと。市で新しい事業を始めたのでしょうかねというようなことを気にされている方が結構いらっしゃるということなのですが、実際聞いてみたら、あくまでも個人単位、小さなグループがそういった活動をボランティア的にやっているのですよということなのです。

そこで、先ほどもアダプトサインということで、総合的に判断していくというようなご答弁があったと思うのですが、アダプトプログラムの中で一番重要だと思うのは、アダプトサインだと理解しております。簡単に言えば掲示板ですけれども、現在も花いっぱい運動で花を植えられているますの中に、町内会の名称とかが入っているますがあると思うのですが、ここはこの町内会さんが頑張っているのだなというのがわかるのですけれども、既存の取り組みの中でも既にそうしたサインがあるというようなことで、頑張っている方たちはどんな方たちなのだろうと、それをぜひ知りたいなという人も多くいらっしゃるという状況と、プラスアルファ、花あるいは草木をきれいにされている方のモチベー

ションアップにもダイレクトに直結するような取り組みかなと私は思っております。まずにそういった掲示板を置くというぐらいならまだいいかもしれませんが、大きな看板とかそういうものを設置するということになる、さまざまな関係法令との整合性とか、冬の間その看板はどうするのだとか、いろいろな課題が出てくるわけなのですが、この辺、ぜひアダプトサインを検討していただきたいなど。

現在も砂川市において団体紹介のホームページとかいろいろあるのですけれども、実際ホームページを見られている方はそれほどいらっしゃらないのかなという感じも受けているところですので、特に道行く人については、そういった掲示板、看板というのが目につきやすい。そうした掲示板があれば、さらに支援の輪が広がる。そして、やられている方のモチベーションも上がるということで、この取り組みの中では非常に有効な手段、グループ、ボランティア活動が活性化する契機になるのかなという認識なのですけれども、改めてアダプトサインについて、既にやられているようなものもありますけれども、それらの効果とかその辺について、市としてどういう認識があるのかなということを改めて伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 ただいまのアダプトサインというお話でございますが、花いっぱい運動の中で、内規のほうで掲示板をつけるというような規定はございませんが、現在団体のほうから要望があれば認めているというようなところで、場所につきましても植樹ますでございますので、安全な場所でございますから、そういうようなことをやっているところでございます。効果につきましては、やっている方々のモチベーションだとか、またアダプトサインで申し上げれば、ポイ捨ての抑制効果にもつながるとかというようなところもあるということで、それを見た関係ない市民の方が、ここは皆さんがきれいにしてきているのだねということで、自分はポイ捨てをここでは我慢しようかなとかというような効果につながっているのかなというような効果等もあると聞いておりますので、まずはそれらにつきまして、先ほどお話ありましたオアシス通りのところのボランティア団体、やっていただいている方々、その方も私どもは存じてございますが、そういうような方々のご意見も聞きながら、それらにつきましては総合的に判断していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 この取り組みもこれまでの取り組みもそうなのですが、着地点と申しますか、目標というのは、協働するとか、アダプトするとか、そういうのが主目的ではなくて、その結果どうなるのかと。それによって地域の人たちが活性化する、あるいはまちの美化が進むというところに主目的があるのかなと私は考えているわけなので、アダプトプログラムでなければならないというつもりは全くないわけで、そうしたプログラムの精神、これまで砂川市で取り組まれてきた活動の中で整合性をとりながら、具体的にこ

れまでより多くの人たちの参加を促すような、そういった仕組みづくりがこれからの行政のほうに求められていくのかなと。そのような仕組みづくりをすることによって、さまざまな立場の人たちの場所をつくるといいますか、活動の場を広げるというのがこれからの行政には求められていくのかなと私は思っているわけで、今後、既存の仕組み等、あるいはさまざまな人のご意見を聞きながら、こうしたまちづくり、美化活動についてしっかり取り組んでいただけるというような、先ほどはそういう答弁だったのかなと私は理解したのですけれども、そのような形で理解してよろしいかどうか伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 私どもにおきましても、アダプトプログラムというものにこだわるのではなく、ボランティア活動の活性化、本来これは、業務でやらなければならない範疇を、なかなか行政が手が回らないということでボランティアの方をお願いするというようなものでございますので、そういうような方々がやりやすい活動、そして安全にやっていただけるようなものというようなことを視野に入れながら、今ある制度をベースにしながら、どのような対応ができるかということを考えていきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 しっかり地域の人たちの声を聞きながら進めていただきたいということで、大きな1点目については終わりたいと思います。

続きまして、環境保全対策についてお伺いしていきたいと思うのですが、水質汚濁防止法等の国の法律あるいは道条例に基づく届け出ということで、基本的に市の役割としてはそれらの書類の経由機関ということになるかと思うのですが、私も知らなかったのですが、かなりの数の特定施設が届け出されているという状況になります。そうしますと、これらの施設は当然、環境法令等に決まっているわけですから、かなりの規模の施設なのかということが想像できるわけですが、ここ数年、これら届け出のあった特定施設において、例えば道のほうから改善指導あるいは施設の改善命令等、そういった指導等が入ったというような事例がなかったかどうかについてまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 改善命令等の行政指導ということでございますが、振興局に確認しましたところ、改善命令等の措置がとられた案件というのは、少なくとも砂川ではございませんでした。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 2年前の上原ファームさんの汚水の状況については道の指導が入ったとお伺いしていたのですが、それはどういった段階の指導だったのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福土勇治君 上原ファームにつきましては、2年前に未処理水の流出事故が

発生したときに、所管するところが道ですので、道の公害担当の職員も現地に來まして、状況を確認しています。その中で、水質汚濁防止法を所管するところで状況を見た中で、今後それが起きないような方策について報告するようにという、そういった改善指導を上原ファームが受けているという状況でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、いわゆる行政指導の段階にとどまったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福土勇治君 そのとおりでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 砂川市においては、そういった形で特定施設が多々ある。そして、場合によっては道のほうから行政指導がある。あるいは、場合によっては改善命令等の命令が出される。最悪の場合は罰則ということもあり得るということで、環境法令、特に水質汚濁防止法等は重い法令なのかなということが理解できるわけですが、そういった施設を設置している事業所と各自治体においては、砂川市も同様、いわゆる環境保全協定、公害防止協定等が結ばれているということで、これも私、資料等を調べても1件しか見つからなかったのですが、そんなにないだろうと思っていたのですが、実際14件協定が結ばれているということなのですが、先ほども化学、建設、砂利ということで協定が結ばれているということなのですが、具体的に環境保全協定の内容なのですけれども、こういう協定というのは大体フォーマットが決まっているところなのですが、具体的に砂川市で結ばれている協定の内容、具体的にどのような内容で協定が結ばれているのかをまずお伺いしたいのと、そうした協定は、どういった手順というか、手続で協定を結ぶに至ったのか、いつごろからそういったものがあるのか、締結するための手続上のものがあるのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 先ほどご答弁で14件ということでございまして、一番最初の協定というのは、市史にも出ておりますけれども、北海道電力さんと協定を結んだというところでございまして、こちらにつきましては、環境基準がその当時ももちろんありました。そういった中で、北海道電力さんが独自に基準を法の基準より厳格に定めて測定し、必要に応じて報告すると。そのほかは、事故のあったときに立ち入りができるですとか、そういった部分で協定を結んでいるものでございまして、そのほかの事業所さんとの協定の内容につきましても、大まかに言うと報告、立ち入り等の規定が設けられている内容の協定となっております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 北海道電力さんについては、資料にも残って、当時の記録とかもありま

すのでご存じの方も多いのかなと思うのですけれども、14協定も結ばれているということで、最初にあったのが北電さんですから1970年代ということになるかと思うのですが、協定を事業所さんと結んでいるというのは長い歴史と伝統があると私は思うのですが、公害防止協定について、市としてはこの協定を、個別の事業所とかではなくて全体としてどのように評価されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 一部ご答弁漏れがありまして申しわけございませんでしたが、市としましては、もちろん市民の安全な生活を守るということで、快適な環境に向けた取り組みということで協定を結んでいる事業所さんもございます。北海道電力さんのときには既に、52年に3号機ができる前から協定を結んでおりました。全国的な公害の問題もあって、市民の方々からの不安の声というのもあるとあって、結果的に47年でしたか、北電さんと協定を結んだということもございますが、一般的にいいますと、事業所さんからの申し出で協定を結んでいるというような案件が多いということもございますが、北海道電力さんのほかに、北海道三井化学さんとも同じ時期に協定を結んでおります。規模がかなり大きなものになりますと市民の方の不安もあるということで、そういった場合は双方協議の上ということもあるでしょうが、一般的に言って、企業さんの申し出によるものがこれまでは多かったということもございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 評価のほうのご答弁がなかったのかなと思うのですけれども、長い歴史の中で積み重ねられてきた企業さんとの協定ということで、それについて砂川市における環境保全対策上の評価について改めてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 北海道電力さんにつきましては、定期的に測定した数値を報告していただいているものもございます。一般的にいいまして、協定に対する評価というのは、事業所さんが環境保全、未然に事故を防止する、そういった一つの抑止力になっているのではないかとということで、その部分では評価をしているところでありますし、また先ほどもご答弁申し上げたとおり、何かあったときには立ち入りして内容を確認できるというようなメリットもあろうかと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 協定を結ぶまでの経過というのは、古いものが結構多いということで、当時の人もいっしょにいないということで、わからない部分もあるのかなということは想像するわけですが、協定というのは基本的に条例等とは違って、双方の意思表示が合致することによって効果が出るということで、一種の契約になろうかということで、どちらからということではなくて、砂川市における運用としては、少なくとも砂川市から申し出ることも、あるいは事業所さんから申し入れがあるのかも含めて、特にどちらかが先

導するというのではないというようなことで理解していいのかと、それについて特別市における要綱、要領、あるいは何らかの先例等があって手順が決まっているのかどうか、もしかしたらそういった手順がないのか、そういった部分の手続上のことを含めていま一度ご答弁いただけますでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 一定の手続の方法はということですが、明文化された手続のルールというのはございません。そのときそのとき双方合意の上協定を結ぶわけでございまして、内容についてもその都度協議をするということでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 特に定まった手順はないということだったと理解しました。

そこで、環境保全協定の役割ということで、先ほどもご答弁あったとおり、事故の事前抑制とか、あるいは法律で対応できないきめ細やかな対応が、地域の実情に応じてそれが進められていくということで、公害問題が盛んだった昭和40年代から盛んに各地域で結ばれてきたという実情があると私も理解しております。また、砂川市のように、特に公害防止条例あるいは環境基本条例がないような自治体においては、非常に有効な手段ということになるかと私は思います。例えば、水質汚濁防止法の関係で先ほどお話ししましたけれども、基本的に所管している法令は道が運用していて、何かあったら道の行政指導ということになるということで、市町村がその場面にかかわるといのは法律上なかなか難しいというような実情があるということで、環境保全協定、公害防止協定ということで、市町村が地域の公害問題に対決するために先人たちが編み出してきた知恵の一つかなと私も評価しているところであります。

そこで、環境保全協定についてはそのような状況だということですが、(3)の企業立地を推進するに当たり環境保全対策を強化するというので、先ほどのご答弁では条例において環境保全対策を進めるということなのですが、私も砂川市企業振興促進条例を読んでいきまして、施行規則のほうまで読んでみたのですが、規則の第5条でいまだに「公害防止法」という言葉が使われているのです。先ほど私説明したとおり、既に公害基本法というものは抜本的に改正され、環境基本法ということで、理念もこれまでの公害対策とは異なる形で、現在20年以上の歴史を持ちながら運用されているわけなのですが、砂川市の条例等を見ていくと全然それが反映されていないということであれば、本当に環境基本法の精神が砂川市において浸透しているのかどうかというのが私も不安になってくるわけなのですけれども、この辺の条例、規則の未改正の部分も含めて、砂川市における企業立地を推進するに当たり、環境保全対策についてはいかに考えているのか、環境基本法の理念に従った運用がされているのかどうかについて改めてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福土勇治君 企業振興促進条例と企業振興促進条例施行規則でございます。

今ほどご指摘ありましたように、規則のほうで該当する法律の名前が違うというご指摘がありまして、これにつきましては、実は現在企業振興促進条例のほうの見直しを図っている最中でありまして、これに合わせる形でこども改正しようという考えで現在作業を進めているところでありまして、ここの法令名の違いについては把握しているところでございます。

この中で、企業振興促進条例につきましては、そもそもの目的が、先ほど申し上げましたとおり、企業の立地を促進して、もって本市の経済の均衡ある発展と市民生活の向上を図ることを目的としておりまして、ただこの中で、補助の対象として、公害を防止するための適切な措置が講じられた企業施設であるということをおおの補助の対象としております。それを解説した部分で、公害を防止するための適切な措置が講じられたときというのは、そういった法律や条例にきちんとそういった措置が講じられているものをいうと規定されているところでありまして、私たちとしましては、企業立地の立場でいうと、法律や条例に基づいた措置がされていけば、基本的にはそれで公害に対する企業の責務は果たされているものと考えております。

ただし、公害の発生が懸念されるような場合につきましては個別に、これまでも砂川に進出したいという企業の中には、廃水を物すごく出すような企業もありましたし、大気汚染の心配はないのですかというような企業もございました。そういうときには、もちろん法令や条例について守るのは当たり前ですけれども、地域住民に対して公害の苦情の懸念があるものについては、そういった場合からも企業の方にお話を聞きながら話を進めております。その中で、最近では企業が自分たちのイメージを上げるために、あえて地域住民の方の理解を得るために地域住民や行政と公害防止協定を結ぶということも、最近ではそういった傾向があるようですけれども、今のところそれに至っている案件はないですけれども、企業との話の中ではそういったことも話をしながら進めているというところでございまして、条例、規則の整備については今進めている最中ではございますが、環境保全対策につきましては個別の業者、工場なり業態に応じて話をさせていただいているという状況でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 振り返ってみますと、砂川に来ていただいた企業というのはたくさんございますよね。北海道電力さんの3号機、4号機しかり、三井化学さんしかりなのですけれども、そもそもそういった企業は大規模な特定施設を有しているということで、来ていただくに当たって、どちらが申し入れたか記録上ははっきりしない部分もありますけれども、来ていただく、そしてそれに当たっては自然豊かな砂川市に配慮して、どちらが申し入れたかわかりませんが、結んでいただいたというような歴史の積み重ねがあるわけです。1970年代、昭和46年ですか、もっと前ですか、から始まっている砂川市における環境保全の歴史の積み重ねがある中で、なぜ現代においてそういったものがないのかと。

規則にない。そもそも協定自体が何らかの手順とかに定められたものではないですけども、それは置いておいて、長い間砂川市内で積み重ねられてきた先人たちの知恵、そうした先例があるわけなのですけども、そういったものを反映しない形になっていると、現在は。

企業に来ていただくのはウエルカムですが、環境保全対策についてはそこそこみたいなふうに私はこの条例を見て思うわけですが、通常であれば、そうした大規模な特定施設に来ていただく、当然ウエルカムですが、それに当たっては、砂川市における環境保全対策をぜひご理解いただきたいということで、条例なり規則にそれをビルドインするのが通常なのかと私は理解しているところで、例として上原ファームということで挙げさせていただいていますが、当然のように上原ファームさん、かなりの大企業ということで、しかも豚を、10頭とか20頭とかではないですよ。1,000頭単位、1万頭単位で飼育されているということであれば、環境負荷はどうなのだろうと自然に思い当たるのが当然なのかと、私はそう思うわけなのですけども、当時の議論を今さらどうこう言っても仕方ないわけですけども、これからどうするのだということで考えていかなければならないということなので、少なくとも現状の企業立地に係る条例整備については、私としてはやや欠陥があるなと認識しているわけで、実際その結果、それら条文の欠陥かどうかわかりませんが、現状において、せっかく来ていただいたにもかかわらず、市民にご迷惑をおかけしているというような実例が発生しているわけですから、それに当たっては、今後に向けてぜひ環境保全部分、特に環境保全協定については砂川市においても長い歴史を誇る取り決めということで運用されてきた歴史があるわけですから、その辺について改めて、これまでの砂川市の歴史を鑑みて、前向きに未来志向で、そうした取り組みについても、かなりの規模の特定施設を有する企業さんが来ていただいたときには配慮していただけますかというような形での条項整理をすべきではないかと私は考えるわけですけども、その辺について改めて経済部として、企業振興を担当する経済部長の考えを伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 経済部といたしましては、企業立地をするという立場で答弁させていただきますが、その中では、市の環境保全対策の中で、企業において現状公害防止対策が図られているという場合であれば、その時点でその部分についてはクリアされているのだろうなと考えています。ただ、先ほど申し上げましたように、公害の発生が懸念されるような場合につきましては協定について促すということはしておりますので、その対応についてはこれからもしていきたいと考えております。

基本的に合意の上締結するというものでございますので、強制ですとか押しつけということではなく、話し合いの上で相手の合意があつての話でございますので、企業立地の条例、規則の中でそれをうたうということは適切ではないと現在考えております。ただし、

先ほど申し上げましたように、企業との話し合いの中ではこういった条文についても説明をしながら、公害の発生が懸念される場合につきましては協定の締結を促すということは、これからもしてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 その辺は見解の相違ということにしかならない部分もあるのですけれども、企業立地を促進するに当たり環境保全協定なりを結ぶというような形で条項に既に記載しているような自治体もございますので、そういった事例も考えながら、砂川市においてどのような方策がベストなのかということをごまひ、これまでの歴史を鑑みながら考察していただければと思います。

続きまして、(4)に移るのですけれども、水質汚濁については、2年前の流出があったということで、道から行政指導があったということなのですが、悪臭については、確かに規制区域ではないということは私も承知しておりますが、一方では、私も当時のことは議員でなかったので詳しくはわかりませんが、悪臭については、何やら技術革新でそれほどないよというような話で来ていただいたというようなお話で、今減っているからこれからはいいのですよみたいな話でなくて、これまでの話は何だったのだということになると思うのです。悪臭対策について、来たときの経過も含めて現状どうなっているかということについて、地域の人たちによっては確かに少なくなってはきているが我慢ならないという人も多くいらっしゃるわけですから、いま一度、新薬品ですか、そういったことも含めてどのようなことをされているのか、詳しくご説明いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福土勇治君 誘致した当時、上原ファーム側も地域住民に説明をしておりますが、その際地域住民の方には、においは届かない、安心してくださいということで地域住民の了解を得て企業が進出したという経過があります。そのときに経済部も説明会に入っていて、地域住民の方に理解を求めたという経過がございます。その後東豊沼農場が稼働してすぐに悪臭の苦情があったのですけれども、進出に当たって一緒になって地域住民の理解を得たという経過があったものですから、経済部が必ず地域住民の声を聞いて上原ファームに改善を求めるということを当初からずっと行ってきております。

企業においても、送風する方向ですとか、使用する薬剤ですとか、あとは豚の飼料、餌によってふんのおいが変わるということもあるので、飼料を変えるですとか、また自分たちで処理していたものを産廃業者に処理させるですとか、そういったことで、なるべくにおいが出ないような改善をその都度してきております。先ほど答弁でも言いましたが、最近ではいい薬剤が出てきているということで、それらを試しながら、効果があるものについてはその後継続して続けているといったような悪臭対策を行っております。進出当初から現在まで、まだ悪臭対策は落ちついたとは考えておりません。ただ、そういった改善が一定の効果を出してきているのだと思いますけれども、確かににおいの程度について

は軽減しております。だからといって地域住民の皆さんが我慢する必要はないので、地域住民の方と会ったときには、我慢しないで必ず電話をくださいとお願いしている状況でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それと、私やや不思議に思っているのは、市庁舎内での連携のあり方なのですけれども、先ほど公害防止協定については経済部長が答弁されたと思うのですけれども、本来、所管的には市民部長のmatterだと私は理解するのですけれども、ということで、先ほどは経済部長が答弁されたところでも、市民部としては、公害が発生しているとは言いませぬけれども、いろいろ課題があるこういった施設について、公害防止協定の考え方、市民部長のほうからこの辺もう少しご答弁いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 公害防止協定の環境担当という所管からご答弁申し上げますけれども、先ほど答弁の中でも、双方の合意というのが前提であって、それを踏まえた中で協定が締結されるのであろうと考えております。ただ、市民の安全な生活を守るという意味では、誘致する企業に限らず、市内で事業活動を行う事業者さんについては、協定を結ぶ結ばないにかかわらず、環境保全の取り組みについてはご協力をいただきたいと考えておりますし、合意があれば協定を結んでいきたいと思っておりますし、また企業が誘致されるようなお話があったときには、市民部としてもそういったお話の中に、市民部としてどういうことができるのかというのはその都度考えていきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 市民部のほうでは長年にわたり環境保全協定を運用してきたという実績があるわけですから、その経験を踏まえて、何かあったときの情報公開のあり方、先ほども抑止力という話もありましたが、現状何も立入検査等できない状況、この辺について部長としてはふががなく思っているのかなと私は想像しているわけです。何かあったときに、ただ単に要請して終わりですと。立ち入ることもできませんと。それで本当に砂川市における環境保全行政が守れるのですかという素朴な疑問が私はあるわけなのですけれども、市民部長としてはそこは、協定がないのでしようがないのですよと。積極的に協定を結ぶまではいかないけれども、その辺に関しては市民に受忍していただきたいというような考えなのかどうかを改めて伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 市民の方に受忍をしていただくというお話でございましたが、私としましては、立ち入りというような場合でも、何かあったときでなければ入れないというようなことに今のところはなっているのですが、何もないうきに恣意的に事業所に立ち入るとかそういったことはなかなか難しいところもありますので、協定を結んでいる結んでいないにかかわらず、そういったおそれがあるような場合、またもちろん事故、事件

等が起こったようなときには、所管する道であったりと一緒に立ち入りするなり関与するなり、市としてどのようなことができるのかというのは考えていきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 先ほど来環境保全協定ということで私はいろいろお伺いしてきたのですが、その効果として、市民部長のほうから抑止力がそれによって生じるというようなお話があったと思うのです。まさにこれが環境保全協定の肝になる、核心ということになると私は思っているのです。ですから、何かが起きてからでは遅いのです。危険なおそれがあるときにそういった柔軟な対応ができるために環境保全協定等、長い歴史の中で積み重ねられてきた取り組みがあるわけです。

それについて、産業振興の視点から見て、環境規制が緩いのはいいのだというような考え方もある一方で、同じ市庁舎内でも環境保全行政を担当する部門としてはそうはいかないのだと。市民の健康、生命が第一だということで、抑止力を考えながら保全行政を進めていくというのが私は筋だと思うのです。抑止力について先ほどの答弁とやや矛盾しているのかなと私は理解したところなのですが、その辺についていま一度ご答弁いただけますでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 どの部分で矛盾しているのかというようなところは理解不足で申しわけないのですが、一定の抑止力が発生するというのは、一般的な公害防止協定を締結する中では考えられる効果だと思っております。何かあったときでないと立ち入りできないとか、そういった事後的な処理になってしまう部分もありましようが、行政側と企業が公害防止協定を文書で取り交わすわけですから、その部分については、企業側の環境保全の取り組みを見守るといいますか、そこに期待をするというところも一部あるのではないかと感じております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 もはや市長に聞くしかないなと思うのですが、市長、さまざまな立場の人のご意見等を伺って、企業推進の立場でもあるし、環境保全を推進する立場でもあると思うのですが、こうした市民の抱く不安あるいは一方では企業振興の促進という側面も考えながら、バランスをとりながら環境保全行政を進めていく必要が私はあると思っているのですが、市長として、現状このままでいいのだと。規制区域がないから、悪臭が出ても市民にはある程度我慢していただくのだと。企業誘致、企業の発展が優先なのだという考えではないと私は信じているところなのですが、これまでの議論を通じながら市長として、環境保全と地域環境の保全のあり方にどのような考えを持っているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 難しい質問なのか、簡単な質問なのか、首長の

仕事の原点というのはどこにあるのかということ、私は環境ということは言う気はなくて、市民を守るのが市長の最大限の使命であろうと。企業と環境、市民が不利益を受ける、そういうことを行政は放っておいてはいけないのだと。企業は税金を落とすから多少はいいだろうと、そんなことには決してならないと思っていますし、法律で決まっているわけですから、企業はそのとおりその部分を遵守すべきであって、それをきちんと守ってもらう。そのことによって地域の合意が得られる。それを守らないものは地域の合意が得られたとは言えないと。すごく単純でございまして、これは別に私でなくても、どこの首長も同じ答えになろうかと思っています。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 やや残念かなと思うのですけれども、この問題、確かに生命、財産には直接、財産に影響があったという事例もありますけれども、かなり不快な状況という次元と、そしてその可能性を秘めている事案だと私は思っているわけですから、この辺、市民部、経済部を含めて、上原ファームということで事例を出してしまったわけですから、企業の発展と地域環境のあり方についていま一度、過去の事例を踏まえながらぜひ検討していただきたいということを要望しまして、終わりたいと思います。

◎延会宣告

○議長 飯澤明彦君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時59分